令和８年10月23日更新

有機農業をめぐる事情

令和８年10月

農林水産省

農産局農業環境対策課

目次

Ⅰ．有機農業の現状

有機農業・有機農産物とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
有機農業がもたらす効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
有機食品市場
①世界の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
②日本の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
有機農業の取組面積
①世界の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
②日本の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
有機ＪＡＳ認証取得農産物の国内外での格付状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
有機食品の輸出の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
有機農業に取り組む生産者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
有機農産物の消費の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
学校給食における農産物等の利用状況
①市区町村数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
②取組回数・品目・産地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

Ⅱ．有機農業の推進に関する法律関係

有機農業の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
有機農業の推進に関する基本的な方針（令和８年９月改定）・・・・・・・・・・・・・・17
みどりの食料システム戦略（概要）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
食料・農業・農村基本計画の有機農業に関する概要（令和７年４月策定）・・・・・・・・・19

Ⅲ．有機農業支援施策とその取組

２０３０年に向けた有機農業拡大の道筋・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
農林水産省の有機農業支援施策一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
１．有機農業の産地づくり支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
２．有機農業に取り組む農業者の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
３．技術等の研究開発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
４．指導体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
５．有機農産物の加工流通・輸出に関する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
６．消費者へのアプローチ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

参考資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**別冊**

Ⅰ．有機農業の現状

有機農業・有機農産物とは？

- 有機農業の基準は、コーデックス委員会*1 「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン（CXG 32-1999）」において示されており、化学合成肥料や農薬、組換えDNA技術を原則として使用しないこと等が求められる。
- なお、有機農産物として表示して販売するには、同ガイドラインに準拠した有機ＪＡＳ規格に基づく認証を受ける必要がある。

*1：消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963年にFAO及びWHOにより設置された国際的な政府間機関。国際食品規格の策定等を行っており、我が国は1966年より加盟。

有機農産物の認証制度

コーデックス委員会のガイドラインに準拠した「有機農産物の日本農林規格（有機JAS規格）」の基準に従って生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者は、「有機JASマーク」を使用し、「有機●●」「オーガニック」等と表示ができる。

認証を受けていない農産物に「有機」「オーガニック」等の表示を行うことはできません。

「有機農産物の日本農林規格（有機JAS）」には、
化学的に合成された肥料及び農薬の**使用を避ける**ことを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において、

✓周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること
✓は種又は植付け前２年以上化学的に合成された肥料及び農薬を原則使用しないこと
✓組換えDNA技術を利用しないこと
✓収穫された農産物に放射線照射を行わないこと

などが規定されている。

▼化学肥料や化学農薬の使用状況（取組水準）と用語の関係



※ 平成19 年特別栽培農産物に係る表示ガイドラインにおける「特別栽培農産物」の定義に基づくもの。

有機農業がもたらす効果

➢ 有機農業は、生物多様性の保全や地球温暖化防止等に寄与するとともに、原料の大半を輸入している化学肥料に依存しない農業として、食料の安定供給の確保にも効果的。

生物多様性の保全への貢献

15 陸の豊かさも守ろう　生態系の維持・生物多様性に貢献できる

➢ 有機の水田では慣行栽培よりも高い生物多様性が確認。

生物多様性の保全に係る効果

生物群[1]	栽培方法間の比較
レッドリスト植物	慣行＜農薬節減＜有機
アシナガグモ属	慣行＜農薬節減・有機
アカネ属	慣行＜有機
トノサマガエル属	慣行・農薬節減＜有機
水鳥	有機栽培の水田が多い地域ほど多い

出典：農研機構「(研究成果) 有機・農薬節減栽培と生物多様性の関係を解明」（令和元年８月）

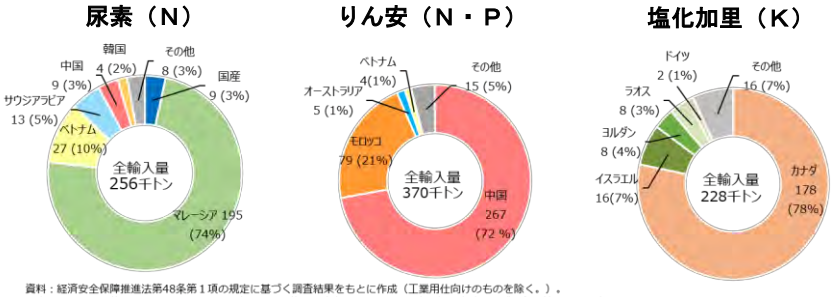
資材の海外依存からの脱却

3 すべての人に健康と福祉を　化学肥料・化学農薬の使用削減による水質汚染防止等が人々の健康や福祉につながる

➢ 我が国の化学肥料原料のほとんどが海外からの輸入に依存。

➢ 食料の安定供給の確保の観点からも、化学肥料に依存しない有機農業の拡大は重要。

Ｒ６肥料年度（令和６年７月～令和７年６月）



資料：経済安全保障推進法第48条第１項の規定に基づく調査結果をもとに作成（工業用仕向けのものを除く。）。
注：1）「その他」には、輸入割合が１%未満の国の他、財務省関税課への非公表化処理申請に基づき貿易統計上非公表とされている国を含む。
2）全輸入量には、国産は含まれない。

出典：農林水産省「肥料をめぐる情勢」（令和８年９月）

海外での有機農業の効果に関する研究事例

3 すべての人に健康と福祉を　化学肥料・化学農薬の使用削減による水質汚染防止等が人々の健康や福祉につながる

13 気候変動に具体的な対策を　適切な土壌管理が気候変動の抑制につながる

6 安全な水とトイレを世界中に　化学物質の水路への流出防止につながる

15 陸の豊かさも守ろう　生態系の維持・生物多様性に貢献できる

有機農業と慣行農業の比較調査結果を整理。有機農業では、

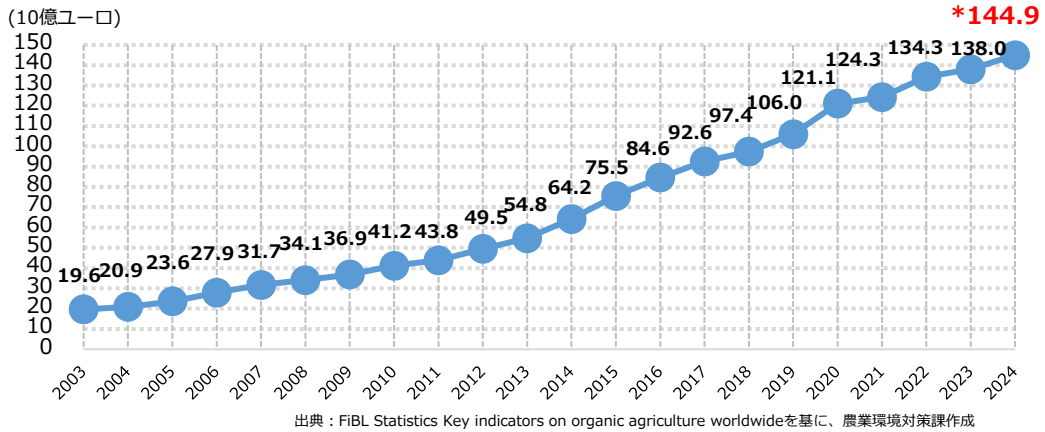
水質保全、土壌肥沃度、生物多様性、地球温暖化防止（土壌炭素貯留）、土壌浸食防止、資源（窒素等）の利用効率等の面で有意な差がある（有機農業の方が優良）。

出典：ハインリヒ・フォン・チューネン研究所（ドイツ連邦政府のシンクタンク）の報告(https://literatur.thuenen.de/digbib_extern/dn060722.pdf)を基に農業環境対策課が整理

有機食品市場　①世界の状況

- 世界の有機食品売上は増加傾向にあり、2024年では約1,449億ユーロ（約23.6兆円/１ユーロ＝163円）。
- 米国の売上は8兆円超、独は2兆円超、中国、仏は1.5兆円超。日本は中国に次いでアジア2位、世界では13番目の有機食品市場規模（2022年）。
- 1人あたりの有機食品消費額の世界平均は2,346円(17.0ユーロ)、欧州諸国で高い傾向（2022年）　。

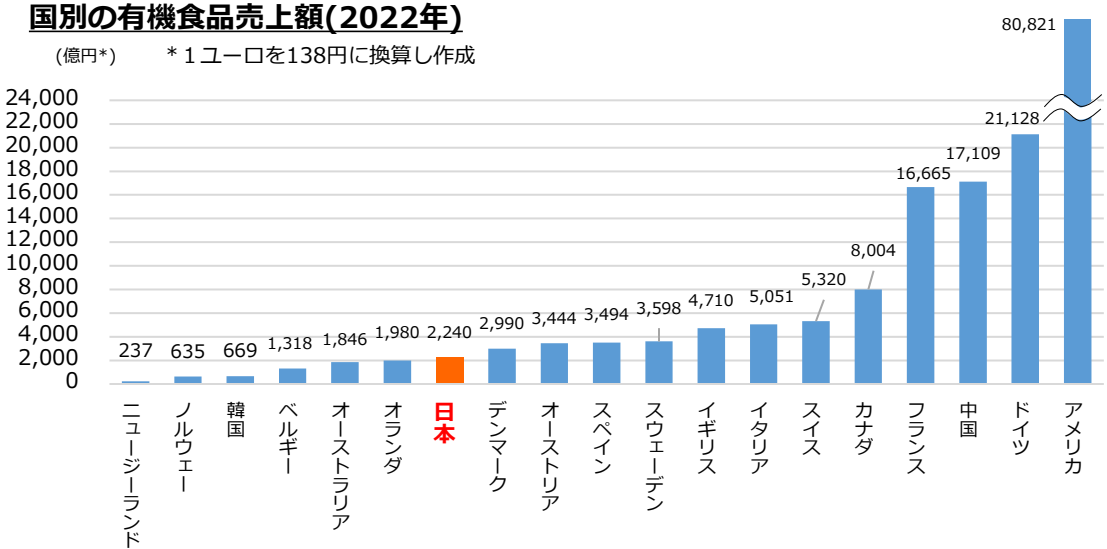
世界の有機食品売上の推移



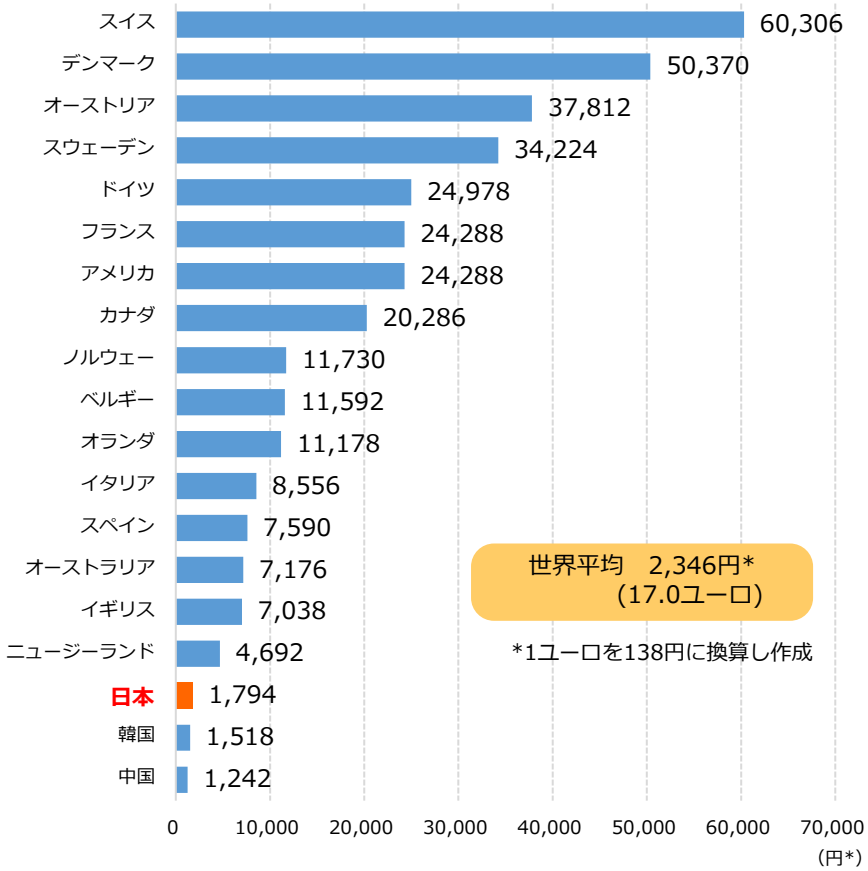
出典：FiBL Statistics Key indicators on organic agriculture worldwideを基に、農業環境対策課作成

国別の有機食品売上額(2022年)

(億円*)　　*１ユーロを138円に換算し作成



国別1人あたりの年間有機食品消費額（2022年）



出典：FiBL＆IFOAM　The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2024を基に、農業環境対策課作成

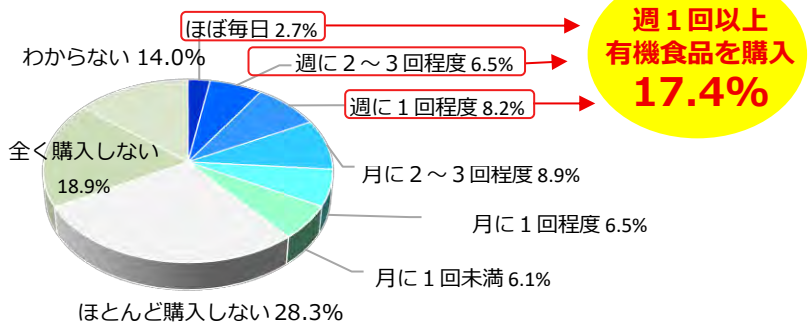
有機食品市場　②日本の状況

- 我が国の有機食品の市場規模は、消費者アンケートにより、2009年に1,300億円、2017年に1,850億円、2022年に2,240億円、2025年に3,595億円と推計。
- 2025年の調査では、有機等の言葉を知っている者のうち、週に１回以上有機食品を利用する消費者は17.4%。

■有機食品の購入等について

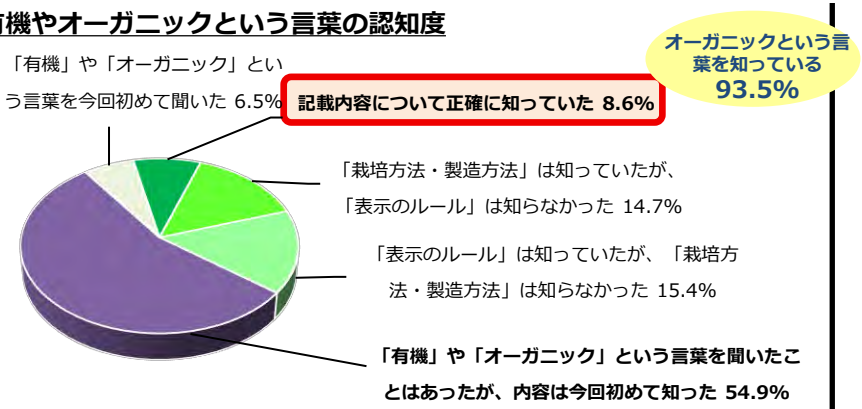
全国の20歳以上79歳以下の消費者モニターのうち、「有機」や「オーガニック」という言葉を調査時に初めて聞いたと回答した者以外の者を対象に調査　(n=2,805)

有機食品の購入頻度



全国の20歳以上79歳以下の消費者モニターを対象に調査　(n=3,000)

有機やオーガニックという言葉の認知度



■国内の有機食品市場規模推計の推移

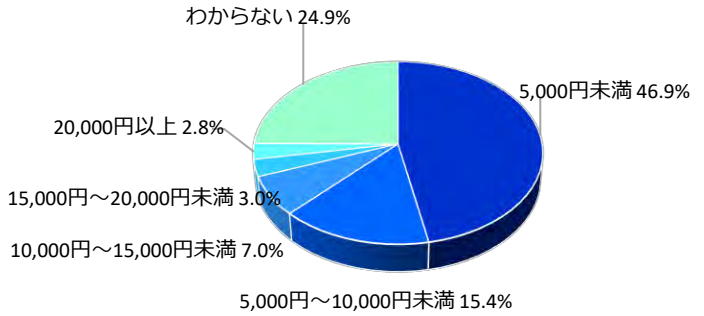
2009年	2017年	2022年	2025年	2030年（目標）
1,300億円	1,850億円	2,240億円	3,595億円（2,766億円※）	3,280億円

※2025年の推計は、物価上昇の影響を考慮して2017年を基準に消費者物価指数（食料）を用いて補正

出典：2009年は、IFOAM ジャパン／オーガニックマーケットリサーチプロジェクトによる推計。2017年は、農林水産省「有機食品マーケットに関する調査」による推計。2022年は、農林水産省「有機食品市場規模及び有機農業取組面積の推計手法検討プロジェクト」による推計。2025年は、農林水産省「令和７年度　有機農業及び有機食品に関する意識・意向調査結果」を基に、農業環境対策課作成。2030年は、上記2009年、2017年推計値を基に、農業環境対策課作成。

全国の20歳以上79歳以下の消費者モニターのうち、有機食品を購入していると回答した者を対象に調査　(n=1,882)

世帯での毎月の有機食品の購入金額

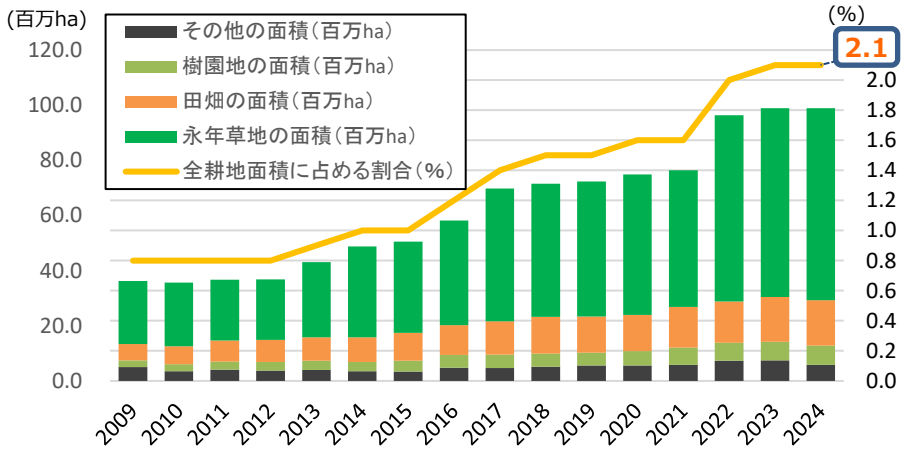


出典：農林水産省 「令和７年度　食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査　有機農業及び有機食品に関する意識・意向調査結果」（令和８年３月）

有機農業の取組面積　①世界の状況

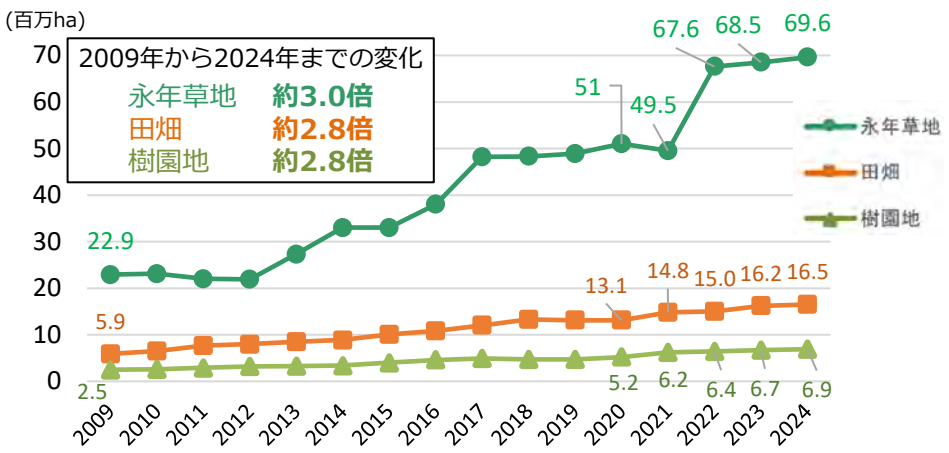
- 世界の有機農業の取組面積は過去15年間で約3倍に拡大し、2024年では約98.9百万ha、全耕地面積に対する有機農業取組面積割合は約2%。ここ10年程度は永年草地の拡大が顕著。
- 有機農業の取組面積割合は、欧州諸国では高い一方、アメリカや中国は低く1%に満たない。

世界の有機農業取組面積及び全耕地面積に占める割合



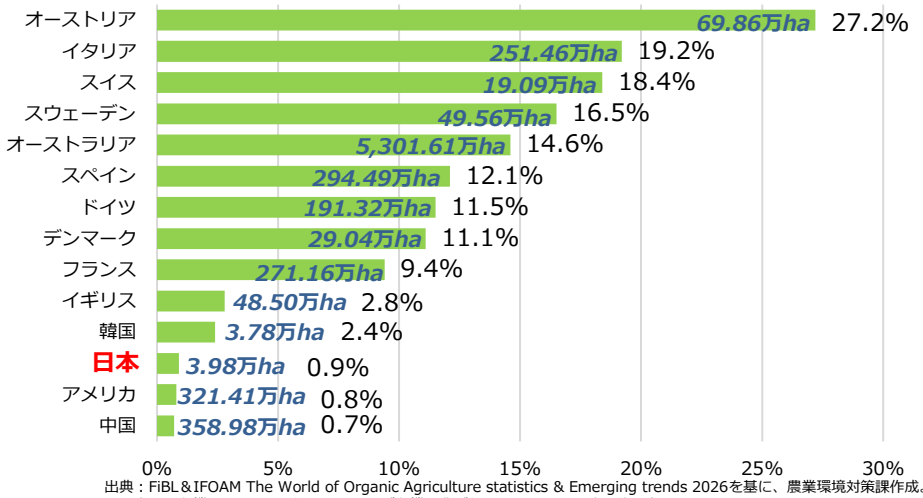
出典：FiBL＆IFOAM　The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2026を基に、農業環境対策課作成

世界の地目ごとの有機農地面積の変化



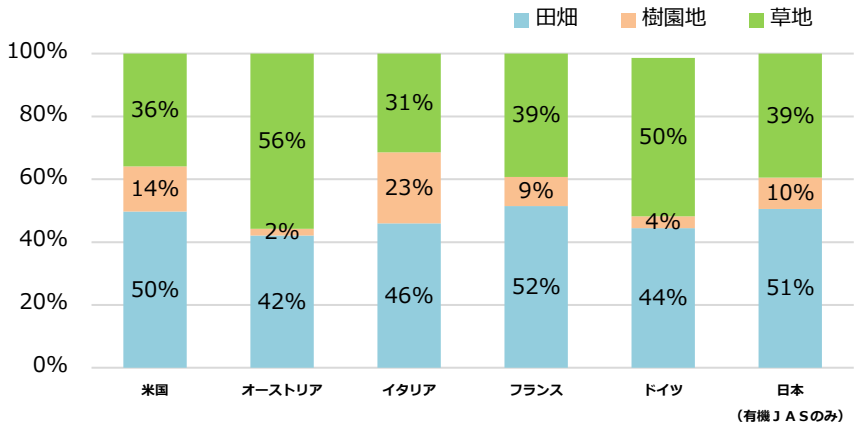
出典：FiBL＆IFOAM　The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2026を基に、農業環境対策課作成

耕地面積に対する有機農業取組面積と面積割合（2024年度）



出典：FiBL＆IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2026を基に、農業環境対策課作成。
※日本は、有機JAS認証を取得していないが有機農業が行なわれている農地面積を含む。

各国の有機農業面積に対する地目別の割合（2024年）

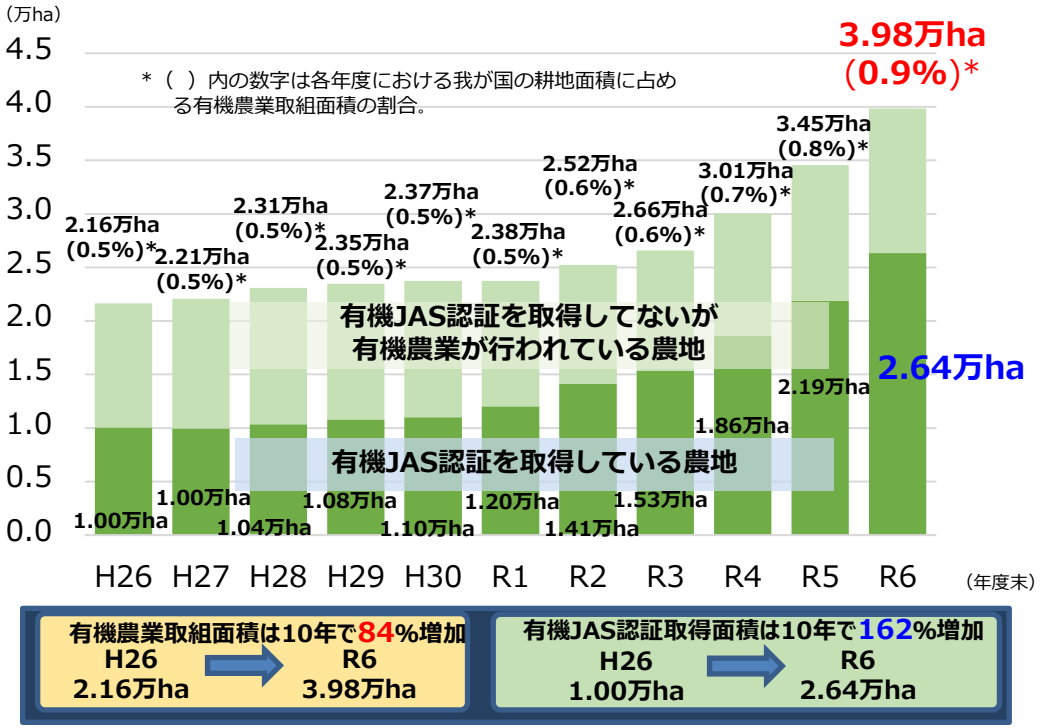


出典：FiBL＆IFOAM　The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2026を基に、農業環境対策課作成
※合計には、土地利用区分の詳細が得られなかった面積が含まれるため、田畑、樹園地、草地の合計が100%とならない場合がある。

有機農業の取組面積　②日本の状況

- 2021年のみどり戦略策定以降、2030年目標（6.3万ha）に向けて有機農業の取組面積は着実に拡大し、R6年度は3.98万haとなった。
- 地目別では、主に牧草地や普通畑で拡大した。

■ 日本の有機農業の取組面積の推移

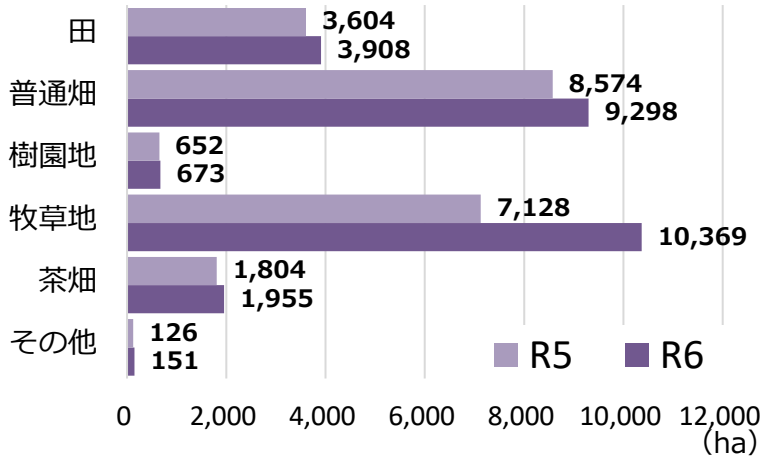


有機農業取組面積は10年で84%増加　H26 2.16万ha → R6 3.98万ha

有機JAS認証取得面積は10年で162%増加　H26 1.00万ha → R6 2.64万ha

出典：有機JAS認証を取得しているほ場面積は「国内における有機JASほ場の面積」から引用。有機JASを取得していない農地面積は、農業環境対策課による推計（注：H26年は、「平成22年度有機農業基礎データ作成事業」（MOA自然農法文化事業団）の調査結果からの推計又は都道府県からの聞き取りにより推計、H27年度以降は、都道府県からの聞き取りにより推計し、農業環境対策課にて取りまとめ。）
令和3年度末までの有機JAS認証を取得している農地は、翌年度4月1日時点の数値を集計しているため、本グラフにおいては前年度末（3月31日）時点のデータとして記載。（例：令和3年度末（令和4年3月31日）の有機JAS認証を取得している農地の数値は「国内における有機JASほ場の面積（令和4年4月1日現在）」から引用）

■ 有機JASの地目別面積の推移（R5年度→R6年度）



■ 地目別有機JAS面積の増加が大きい都道府県（R5年度→R6年度）

普通畑	都道府県	ha
①	北海道	560
②	青森県	34

茶畑	都道府県	ha
①	鹿児島県	84
②	静岡県	34

牧草地	都道府県	ha
①	北海道	3,240
②	宮崎県	2

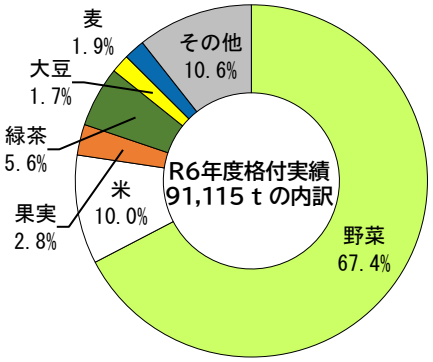
米	都道府県	ha
①	福井県	32
②	宮城県	31

有機JAS認証取得農産物の国内外での格付状況

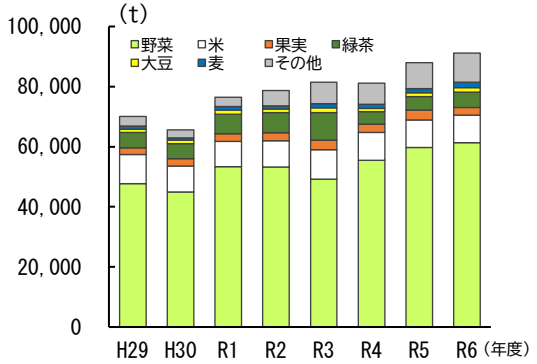
- 令和６年度に国内で有機JAS認証を取得した農産物（格付けされた有機農産物）は年間約９万トンで、野菜が67%、米は10%。
- 国内の農産物総生産量のうち有機農産物が占める割合は、野菜は0.45%、米や麦、果実は0.1%程度、大豆は0.61%であるが、茶は６%を超えている。
- 海外で格付けされたもののうち日本向けに出荷された有機農産物は年間約６万トン（国内格付数量の約７割）で、果実、大豆、コーヒー生豆、野菜で８割以上を占める。

区分別格付実績（国内）

▼有機農産物の区分別格付実績(R6年度)



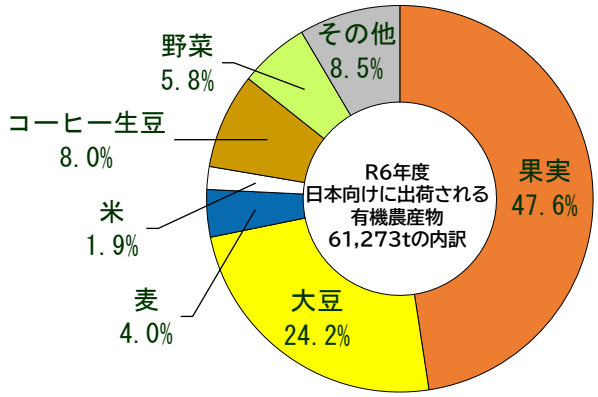
▼有機農産物の区分別格付実績の推移



※ 緑茶は、R1以前は生葉・荒茶の合計重量、R2以降は生葉重量と荒茶重量1/5倍の合算。

日本向けに出荷された有機農産物

▼日本向けに出荷された有機農産物の内訳(Ｒ６年度)



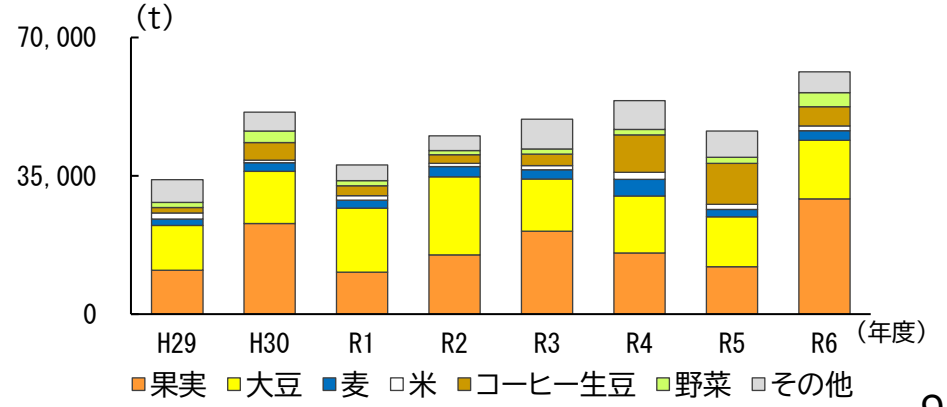
総生産量に対する有機JAS（国内）の割合*（Ｒ６年度)

* 各区分における国内総生産量に対する有機JAS格付数量の割合

区分	総生産(千t)	格付数量（国内）(t)	有機JASの割合*
野菜（スプラウト類を含む）	13,493	61,375	**0.45%**
果実	2,241	2,578	**0.12%**
米	7,868	9,110	**0.12%**
麦	1,202	1,757	**0.15%**
大豆	252	1,550	**0.61%**
緑茶(荒茶)	74	5,069	**6.86%**

出典：農林水産省HP「有機農産物等の格付実績」及び「国内における有機JASほ場の面積」を基に農業環境対策課作成

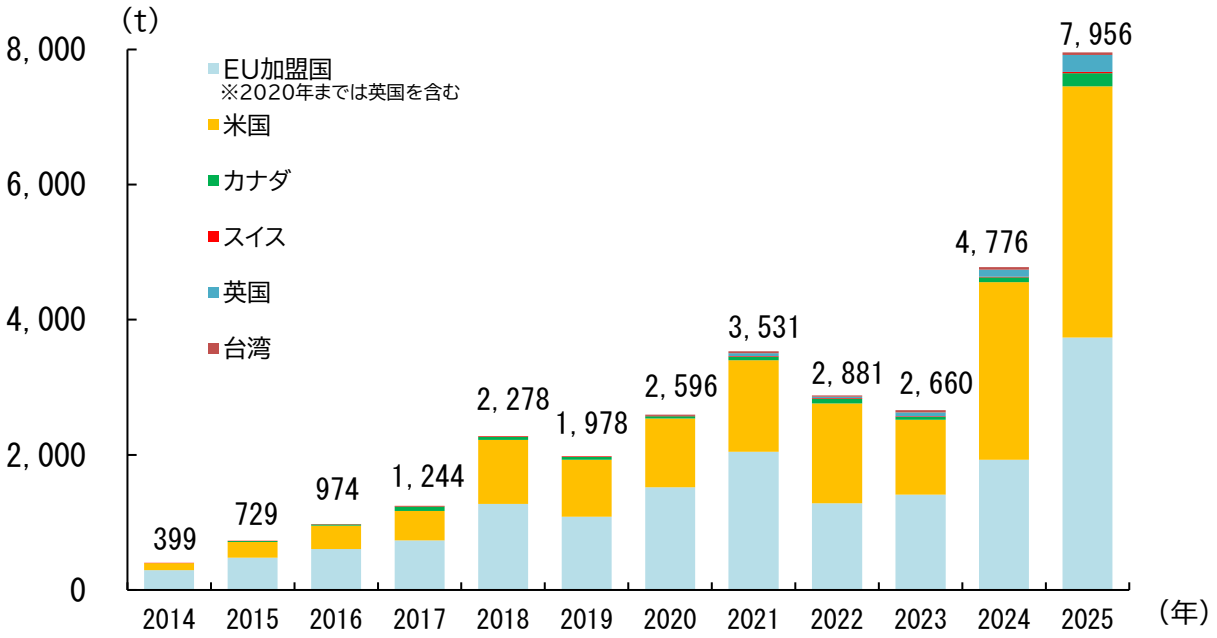
▼日本向けに出荷された有機農産物の推移



出典：農林水産省HP「有機農産物等の格付実績」及び「国内における有機JASほ場の面積」を基に農業環境対策課作成

有機食品の輸出の動向

米国、EU加盟国、英国、カナダ、スイス及び台湾向け有機食品輸出数量（同等性の仕組みを利用した輸出分）の推移



出典：農林水産省HP「同等性の仕組み等を利用した有機食品の輸出数量の推移」を基に農業環境対策課作成

＜有機同等性が認められた場合＞

日本の事業者は、JAS法に基づく認定を受ければ（有機JAS認証を取得すれば）、外国・地域の有機認証を受けないで、「有機」と表示した農産物等の輸出が可能です。

＜有機同等性が認められていない場合＞

日本の事業者は、外国・地域の有機認証を受けなければ、「有機」と表示した農産物等の輸出ができません。

2025年の主な有機食品の輸出数量*

*米国、EU加盟国、英国、カナダ、スイス及び台湾向け有機食品輸出数量（同等性の仕組みを利用した輸出分）の合計

品目	輸出数量
茶	4,489 t
醤油	2,156 t
味噌	466 t
食酢	191 t
梅加工品	59 t
こんにゃく	47 t
酒類	16 t
農産物(米)	9 t

輸出に関する各種情報

JETRO ポータルサイト

各国の基礎的なマーケット情報、規制を調べられます。



GFP 農林水産物・食品輸出プロジェクト

輸出に取り組む農林漁業者、生産者団体、食品事業者の交流のための枠組み。



（参考）有機農産物の輸出にあたっては、輸出先国の残留農薬基準を確認しましょう。

有機JASで認められている農薬でも、輸出する際は、輸出先国の残留農薬基準値の確認が必要です

品目別の残留農薬基準値についてはこちら（輸出・国際局輸出支援課のページ）▶

※基準値は、調査時点の数値であり、その後変更されていることがあります。輸出前に輸出先国の関係法規を確認して下さい。

有機農業に取り組む生産者の状況

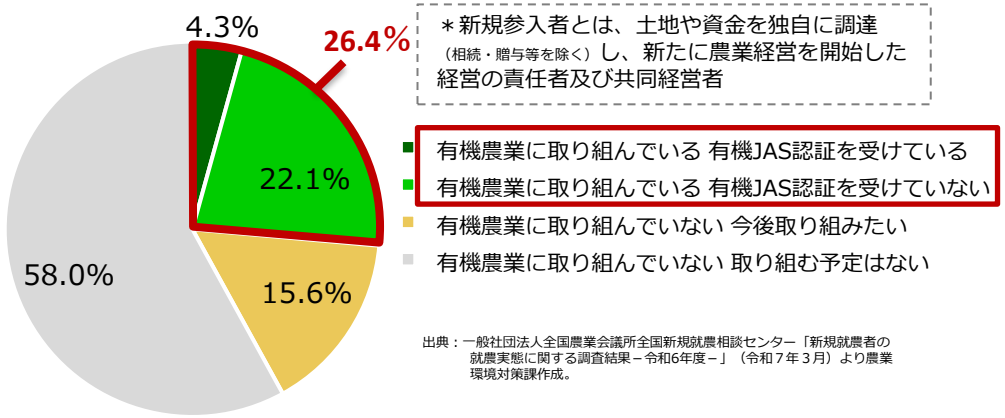
- 令和６年度時点の有機農業者数は約1.27万人であり、平成21年度と比較して、全国の農業経営体数は減少したものの、有機農業者数は増加。
- 新規参入者のうち有機農業に取り組んでいる農業者は約３割と高い傾向。
- 令和７年度の有機JASを取得している農家戸数は、平成21年度以降過去最大の4,143戸。

有機農業に取り組んでいる農業者数の推計

	H21年度	R６年度
全国の農業経営体数	167万9千経営体	83万6千経営体
有機農業に取り組んでいる農業者数	**1.18万人**	**1.27万人**
うち有機JAS認証取得者	**0.38万人**	**0.41万人**
うち有機JAS認証未取得者	**0.80万人**	**0.86万人**

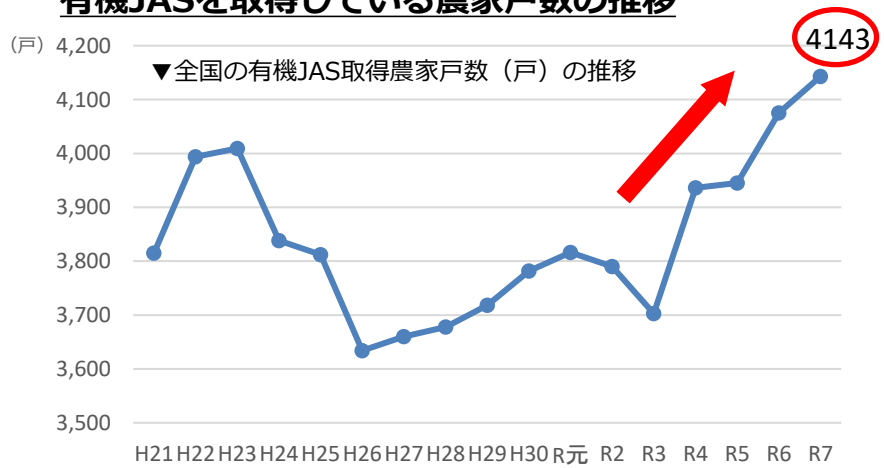
出典：有機農業に取り組んでいる農業者数は平成22年度有機農業基礎データ作成事業報告書、表示・規格課（当時）調べ、「県別有機認証事業者数」及び都道府県聞き取りをもとに農業環境対策課作成、農業経営体数は「農林業センサス」（2010年、2025年）をもとに作成

有機農業に取り組んでいる新規参入者*の割合（R６年度）



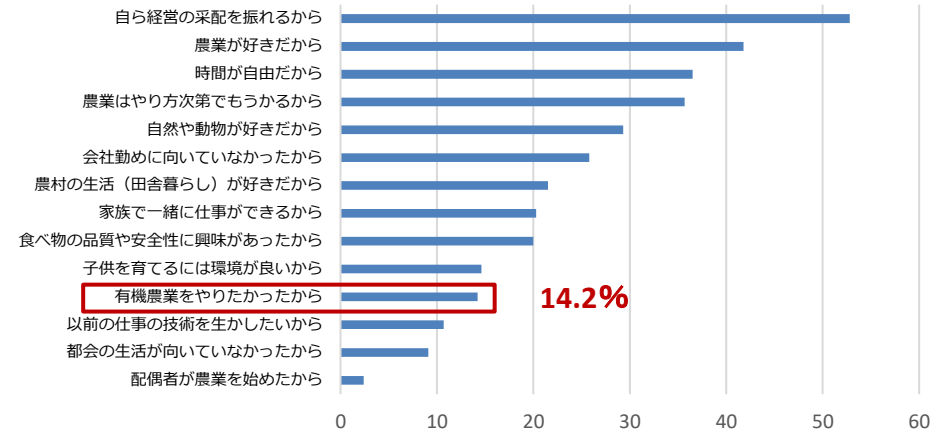
出典：一般社団法人全国農業会議所全国新規就農相談センター「新規就農者の就農実態に関する調査結果－令和6年度－」（令和７年３月）より農業環境対策課作成。

有機JASを取得している農家戸数の推移



出典：農林水産省「県別有機認証事業者数」を基に農業環境対策課作成

新規参入者が就農した理由（R６年度）※複数選択



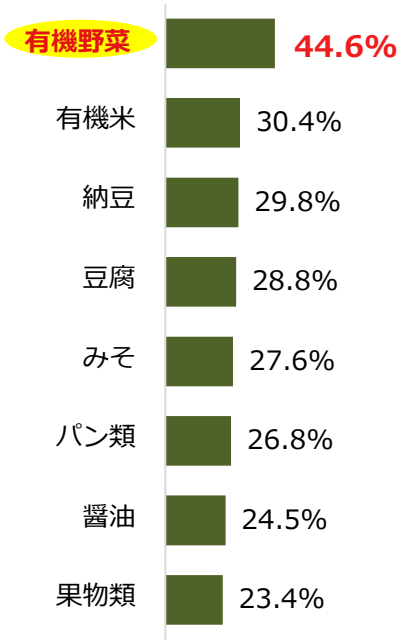
出典：一般社団法人全国農業会議所全国新規就農相談センター「新規就農者の就農実態に関する調査結果－令和6年度－」（令和７年３月）より農業環境対策課作成。

有機農産物の消費の動向

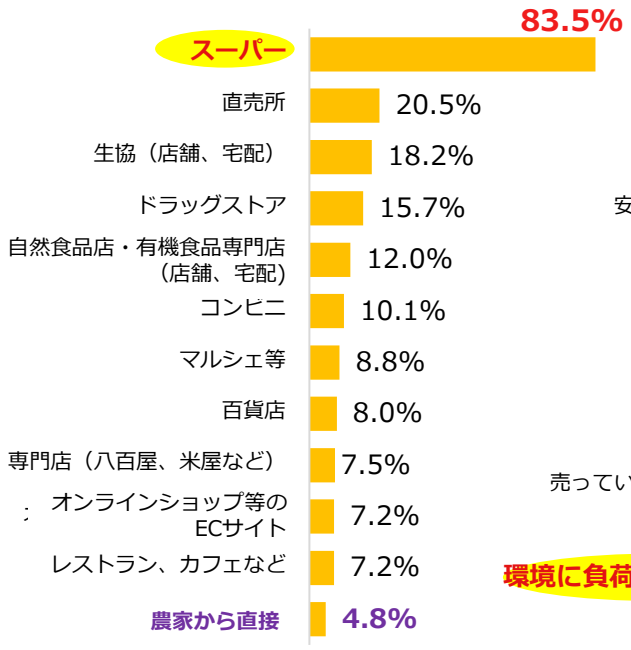
- 「有機食品を自分で購入している」者の動向は、
  - （１）４割以上が「有機野菜」を、３割以上が「有機米」を購入している。
  - （２）８割強がスーパーで有機食品を購入しており、農家から直接購入している者は５％に満たない。
  - （３）有機農産物に対するイメージは「価格が高い」「安全である」「安心して食べられる」が主だが、「環境に負担をかけていない」との回答も７割弱となっている。

全国の20歳以上79歳以下の消費者モニターのうち、「有機」や「オーガニック」という言葉を調査時に初めて聞いたと回答した者以外で、有機食品を「自分で購入している」と回答した者を対象に調査　(n=1,856)

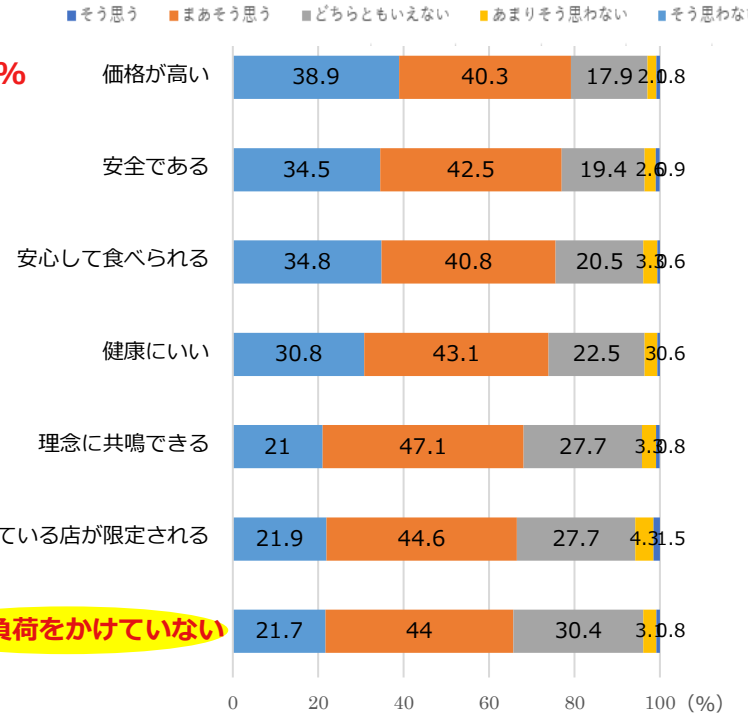
購入経験のある有機食材（複数回答）



有機食品の購入先（複数回答）



購入している有機食品のイメージ（複数回答）

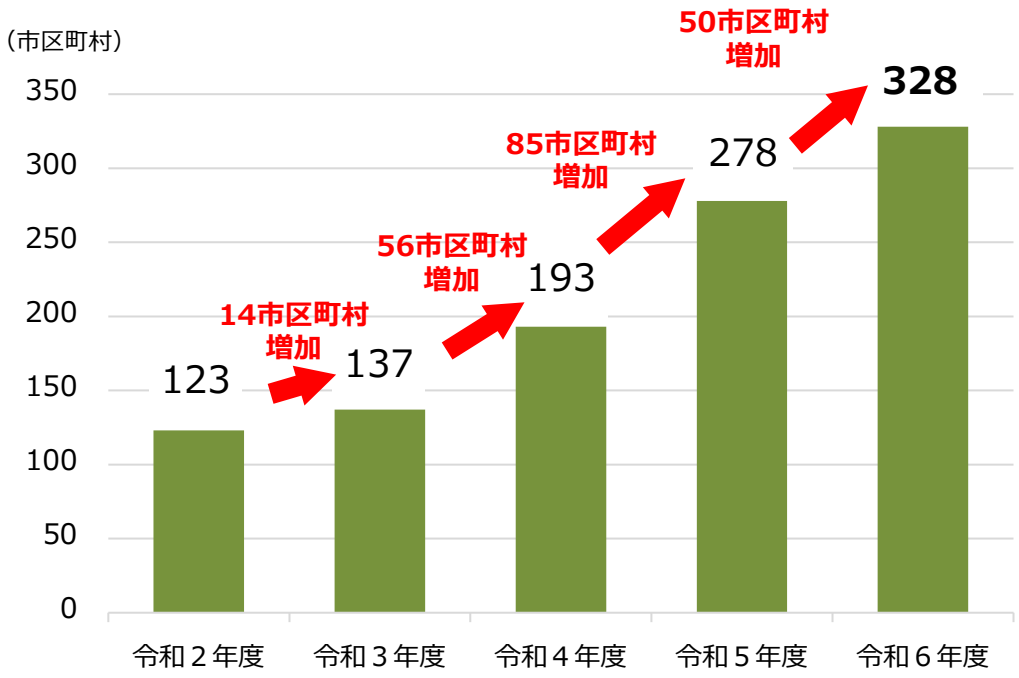


出典：農林水産省「令和７年度　食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査　有機農業及び有機食品に関する意識・意向調査結果」（令和８年３月）

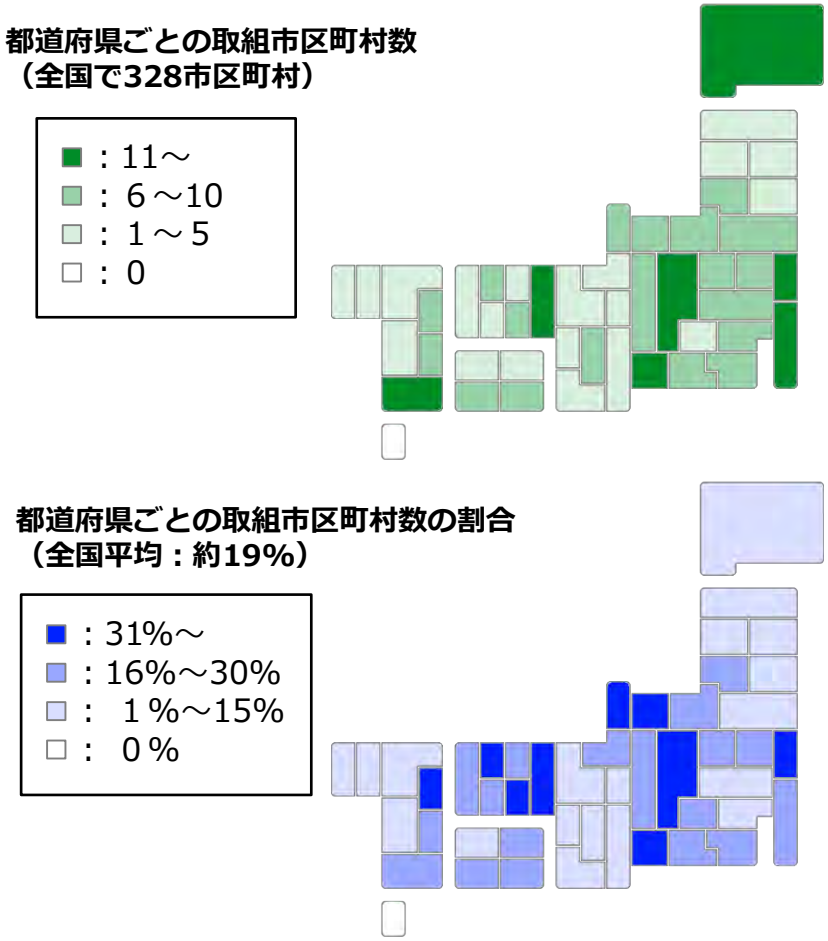
学校給食における有機農産物等の利用状況　①市区町村数

➢ 令和６年度末時点で328市区町村が学校給食で有機農産物等を利用しており、令和５年度末から50市区町村増加。これは国内の市区町村数の約２割を占める。

学校給食で有機食品を利用している市区町村数（令和２～6年度）



学校給食で有機食品を利用している市区町村数の都道府県分布（令和６年度）



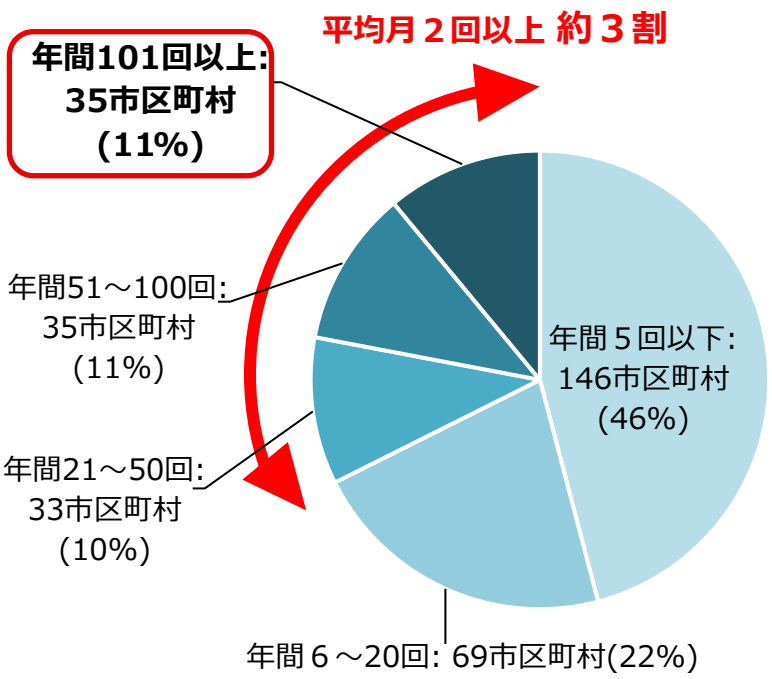
出典：農業環境対策課調べ　※学校給食での有機食品の利用回数が年間１回以上あると回答があった市区町村。なお、市区町村内の学校のうち、１校でも取組を実施していれば、取組をしているとカウントして集計。

学校給食における有機農産物等の利用状況　②取組回数・品目・産地

- 令和６年度に学校給食で有機食品を利用した自治体のうち、約３割の自治体は月２回以上の頻度で有機食品を利用。
- 学校給食に利用する有機農産物等の品目は野菜、米飯の順で多く、有機農産物等の産地は同一の自治体内が多い。

学校給食に有機農産物等を利用する回数（令和6年度）

※括弧内の数値は有効回答のあった318市区町村に対する割合
（自治体内で学校毎に取組回数が異なる場合は最大値をカウント）

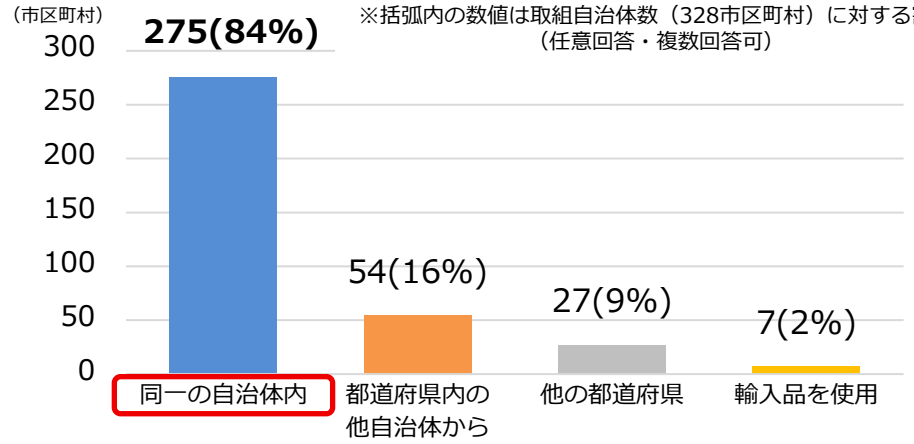


学校給食に利用する有機農産物等の品目

利用品目 ※任意回答・複数回答可	R6 （市区町村）	R5 （市区町村）
米飯	164	127
野菜	233	189
果物	20	18
豆類	10	12
調味料・加工食品	32	20
その他 （パン、牛乳、茶、きのこ類等）	15	10

学校給食に利用する有機農産物等の産地（令和6年度）

※括弧内の数値は取組自治体数（328市区町村）に対する割合
（任意回答・複数回答可）



出典：農業環境対策課調べ　※学校給食での有機食品の利用回数が年間１回以上あると回答があった市区町村。なお、市区町村内の学校のうち、１校でも取組を実施していれば、取組をしているとカウントして集計。

Ⅱ．有機農業の推進に関する法律関係

有機農業の推進に関する法律

- 有機農業を推進するため、超党派による議員立法により「有機農業の推進に関する法律」（有機農業推進法）が平成18年12月に成立。同法第６条に基づき、「有機農業の推進に関する基本的な方針」を策定。
- 令和２年４月策定の基本方針において、2030年を目標年度とした有機農業の推進及び普及の目標を設定。令和７年12月から食料・農業・農村政策審議会果樹・有機部会にて審議を進め、令和８年9月に新たな基本方針を策定。

有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）より抜粋

目的（第一条）

この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、**有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とする。**

定義（第二条）

この法律において、**「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業**をいう。

基本理念（第三条）

有機農業の推進は、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保が重要であり、**有機農業が農業の自然循環機能を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであること**にかんがみ、**農業者が容易にこれに従事することができるようにすること**を旨として、行わなければならない。

2　有機農業の推進は、**消費者の食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要が増大**していることを踏まえ、有機農業がこのような需要に対応した農産物の供給に資するものであることにかんがみ、農業者その他の関係者が積極的に有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に取り組むことができるようにするとともに、**消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるようにすること**を旨として、行わなければならない。

3　有機農業の推進は、**消費者の有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する理解の増進が重要**であることにかんがみ、**有機農業を行う農業者その他の関係者と消費者との連携の促進**を図りながら行われなければならない。

4　有機農業の推進は、農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ、行われなければならない。

国及び地方公共団体の責務（第四条）

国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念にのっとり、**有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。**（略）

基本方針（第六条）

農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本的な方針を定めるものとする。（略）

＜基本方針で定める事項＞
1. 有機農業の推進に関する基本的な事項
2. 有機農業の推進及び普及の目標に関する事項
3. 有機農業の推進に関する施策に関する事項
4. その他有機農業の推進に関し必要な事項

推進計画（第七条）

都道府県は、基本方針に即し、有機農業の推進に関する施策についての計画（**推進計画）を定めるよう努めなければならない。**（略）

有機農業の推進に関する基本的な方針の概要（令和８年９月改定）

○みどりの食料システム戦略（令和3年策定）で有機農業の目標設定、食料・農業・農村基本法（令和6年改正）で「環境と調和のとれた食料システムの確立」を新たに基本理念として位置付け。みどり加速化GXプラン（令和8年6月策定）では世界で勝てる有機農業の面的拡大を施策として設定。
○オーガニックビレッジ創出や学校給食での活用拡大、輸出の増加など我が国の有機農業の取組は徐々に拡大。
○今後、広域供給に対応した産地の育成・強化と有機農業の意義・特徴の訴求等により供給力強化と需要拡大の好循環を形成するとともに、ネットワーク構築による技術の開発・普及等を進め、更に有機農業の拡大加速化を図る。

基本的な事項

- 更なる有機農業の取組の拡大加速化に向けて、**供給力強化と需要拡大の好循環**を形成
- 低コストで安定的に**広域供給**が可能となるよう、**産地の育成・強化**、**生産性向上**、**流通の合理化**等を推進（供給力強化）
- **有機農業の意義・特徴の訴求**、**販路の多様化**、**消費者ニーズに対応した商品の供給**等を推進（需要拡大）
- 取組を支える基礎として、**ネットワーク構築による技術開発・普及**、**有機JAS制度を利用しやすい環境づくり**を推進

推進に関する施策

生産拡大

- 農業者向け**研修機会**の充実
- 農業大学校等における**教育機会**の充実
- 有機農業への**移行期に対応**し、取組の定着・拡大を促す支援の検討
- **品質の確保された**堆肥の施用の推進
- **有機資材**の調達等を円滑化する情報提供、**有機種苗**を確保しやすい環境づくり
- **有機JAS制度**を利用しやすい環境づくり
- **技術開発・普及**を通じた**単収向上**や**省力化**
- **品目の特性**を踏まえた生産拡大

水稲	除草労力や病害虫防除等が課題。**省力化技術導入**や**農業団体との連携**、**輸出に**向けた取組を推進。
麦・大豆	輸入シェアが大きい。国産原料への転換に向け、**需要に応じた生産体制**の構築、**有機JAS制度対応の加工処理施設**の確保、水稲との輪作体系などの**雑草抑制技術や病害抵抗性品種の開発・普及**を推進。
野菜	有機栽培の技術体系が確立されていない品目が多いことや小ロットによる流通コスト高が課題。**省力化や安定生産に向けた技術**開発・普及、**集出荷拠点**の確保や**加工・産地間連携**等を推進。
果樹	有機栽培の技術体系が確立されていない品目が多い。収量の減少や外観品質の確保が難しい傾向にある。**病害虫抵抗性品種の開発**や消費者の理解の増進のほか、**有機加工品**への対応を推進。
茶	海外需要が高い。生産性向上に向けて**有機栽培に適した品種**や**省力化技術の開発・普及**を推進。

流通・加工拡大

- **物流の合理化**に向けた、既存の流通網の活用等による**共同輸送**、**有機JAS制度に対応した流通体制**の構築
- 取扱い拡大に向けた、既存の出荷・調製施設等を有する**地域の農業団体等の活動の後押し**
- **産地間連携**等による**安定的な供給体制**の構築
- コスト低減による**学校給食**での活用の推進
- **多様な販路**（加工・外食等）の確保
- 安定供給体制を備えた**産地育成**、増加する**加工・業務用需要**への対応
- 同等性の活用等による**輸出促進**

需要拡大

- **エビデンス**を伴った有機農業の意義・特徴の情報収集・発信
- 民間事業者との連携を通じた**消費者のライフスタイルや行動の変容を促す**取組の推進や情報発信
- **有機JAS制度**等の普及啓発、有機農産物使用の**訴求方法**の検討
- **国等の機関や民間企業**における活用の推進
- **農業体験**や**学校給食**を通じた有機農業の理解の増進、消費者と農業者の**交流拡大**、**産地と消費地の連携**の促進
- **学校給食**等への有機農産物の供給円滑化、取組拡大のための情報提供

産地づくり

- 有機農業を核とした**地域づくり**や**官民共創**の取組、**民間投資**の促進
- 産地間及び産地と消費地の連携（**オーガニックブリッジ**）の推進
- 供給ロットの拡大、多様な販路に対応する**安定供給体制**の構築
- **スマート農業技術**等導入による生産性の向上
- **共同利用施設**の整備、集出荷の合理化、農業支援サービスの活用促進
- 有機農業に取り組む**農地の確保・団地化**等の推進
- 慣行農業を含む地域全体での生産・販売体制の構築に向けた**地域の農業団体等の活動の後押し**

技術開発・普及

- 有機農業関係者が参加する**ネットワーク構築**
- ネットワークを通じた栽培技術、機械・資材等の情報共有、**技術・指導者へのアクセス向上**
- **品目・地域の実情に応じた技術**等の研究開発の推進
- **研究開発ニーズ**の共有 、研究機関等へ研究開発の働きかけ
- ネットワークを通じた課題解決や指導員の情報入手円滑化による**指導体制充実**
- 地域の実情に応じた**技術体系の確立**

推進及び普及の目標（進捗状況）

※消費者物価指数（食料）により補正

目標等	基準値	実績値	目標値（2030年）
有機食品の需要見通し	1,850億円（2017年）	3,595億円（2,766億円※）（2025年）	3,280億円
有機食品の輸出見通し	17.5億円（2017年）	265億円（2025年）	210億円
有機食品の国産シェア	60%（2017年）	53.3%（2024年）	84%
週1回以上有機食品を利用する消費者の割合	17.5%（2017年）	17.4%（2025年）	25%
有機農業の取組面積	2.35万ha（2017年）	3.98万ha（2024年）	6.3万ha
有機農業者数	1.18万人（2009年）	1.27万人（2024年）	3.6万人

みどりの食料システム戦略　令和3年(2021年)策定

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

○ 地球温暖化対策や生物多様性保全など、食料システムにおける環境問題への世界的な対応が、2020年代に入りさらに進展。
○ 我が国の農林水産業の生産現場においても、気候変動の影響や資材調達の不安定化が年々深刻化。食料システムの持続性確保は喫緊の課題。
○ こうした状況の下、農林水産省において、令和3年に「みどりの食料システム戦略」を策定。持続可能な食料システムの確立に向け、革新的技術の社会実装も踏まえ、長期的視点に立ったKPIを設定し、様々な施策を展開。また、アジア・モンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして国外へ発信。

戦略実現を支える主な制度

食料・農業・農村基本法(R6改正)
食料・農業・農村基本計画(R7改定)

「環境と調和のとれた食料システムの確立」が主要政策として位置付け

みどりの食料システム法(R4制定)

- ✓ 農林漁業者が単独または共同で行う環境負荷低減の計画を都道府県知事が認定
  （省エネ設備の導入、化学肥料・化学農薬の使用低減、有機農業 等）
- ✓ 新技術の提供等を行う事業者の計画を国が認定
  （農林漁業者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大 等）

※ 融資の特例、国庫補助金の優先採択等のメリット措置を実施

環境配慮のチェック・要件化

全ての補助事業等で、最低限行うべき取組を義務化
※ 令和9年度から本格実施

環境直接支払交付金

環境配慮のチェック・要件化よりもさらに進んだ取組を支援
※ 令和9年度からみどりの食料システム法の認定に対する支援に移行予定

調達

脱輸入・脱炭素・環境負荷の低減の推進



生産

高い生産性と両立する持続可能な生産体制の構築



消費

持続可能な消費の拡大や食育の推進



加工・流通

持続可能な加工・流通システムの確立



みどりの食料システム戦略では 2050年までに

- ✓ 農林水産業のCO_2ゼロエミッション化
- ✓ 化学農薬使用量(リスク換算)の50%低減
- ✓ 化学肥料使用量の30%低減
- ✓ 耕地面積に占める有機農業の割合を25%に拡大
- ✓ 事業系食品ロスの最小化
- ✓ 食品製造業の自動化等による労働生産性の向上
- ✓ エリートツリーの活用割合を90%に拡大
- ✓ ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖における人工種苗比率100%を実現

2020　2030　2040　2050

など 計14のKPIを設定

将来にわたる 持続可能な食料システムの確立

戦略実現に向けた主な取組

スマート農林水産業の推進・気候変動への適応
データを利用した可変施肥、高温耐性品種への転換 等



にじのきらめき



Jークレジットの活用推進
中干し期間の延長、バイオ炭の施用 等



環境負荷低減の取組の「見える化」
みえるらべるの普及、拡大

有機農業の推進
オーガニックビレッジの拡大、産地と消費地の連携 等



国際的な展開

農林水産分野GHG排出削減技術海外展開パッケージ
(通称:MIDORI∞INFINITY)

我が国が有するGHG(温室効果ガス)排出削減技術を海外へ展開

▶ 国際ルールメーキングにおけるプレゼンス発揮へ

食料・農業・農村基本計画の有機農業に関する概要（令和７年４月策定）

- 令和６年に改正された食料・農業・農村基本法に基づく「食料・農業・農村基本計画」が令和７年４月11日に閣議決定。
- 有機農業については、３つのKPIが設定されるとともに、環境負荷低減に向けた取組として、有機農業の推進が定められた。

KPIの設定

	目標（2030年（年度））	KPI（2030年(年度)）	
環境と調和のとれた食料システムの確立	生物多様性の保全	有機農業の取組面積	3.0万ha（2022年度）→6.3万ha
		有機農業の産地づくりに取り組む市町村数	137市町村（2024年度）→250市町村
		有機農業の技術指導体制が構築されている都道府県の割合	38%（2023年度）→80%

本文抜粋

Ⅳ 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮
1 農業生産活動における環境負荷の低減
(2)環境負荷低減に向けた個別分野の取組
② 生物多様性の保全等に関する取組の推進
イ 有機農業の推進

輸入依存度の高い化学肥料を使用しない有機農業は、生物多様性の保全や地球温暖化防止等に寄与するだけでなく、国際情勢に左右されにくい農業生産体制の確立に資するものである。有機農業の取組面積は、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む市町村である「オーガニックビレッジ」の創出の推進等により、2022年度には約3万haまで拡大した。

一方、有機農業へ移行した当初の農地では単収が低く不安定であることや、技術の体系化や指導体制の構築が不十分であるため、有機農業への転換を希望する農業者が取り組みやすい環境を整備することが必要であるほか、熟成が不十分な堆肥の施用や雑草による害虫の発生等に伴う生産や品質への影響も踏まえた対応が必要である。また、流通面では、ロットが小さく流通コストが嵩むことが課題であり、販売面でも、国内の有機食品市場の更なる拡大に加え、海外市場獲得に向けた取組を強化し、需要を拡大する必要がある。

このため、団地化を進め産地育成を図る観点から、地域計画と連携し、オーガニックビレッジの横展開や、みどりの食料システム法に基づく有機農業のモデル区域の設定等、有機農業の産地づくりに取り組む市町村の拡大を図る。また、産地で指導的な役割を果たす有機農業者の育成を図るとともに、農業者への直接的な支援として、環境保全型農業直接支払制度において、2025年度から、単収が低く不安定な移行期の重点支援を図る。技術の普及については、都道府県域での広域的な技術の普及に向けて、現場の実践技術の体系化や指導体制の構築を推進するとともに、除草作業の省力化・効率化に資する機械除草体系の確立等、次世代の有機農業技術の研究開発を推進する。

また、有機農産物のブランド価値及び品質の向上を図るとともに、EUなど環境負荷低減に関心の高い海外市場をターゲットとし、有機農産物の輸出に向けた取組を推進する。加えて、学校給食や公的施設等の食堂での有機農産物の活用等、産地と消費地が連携した取組の拡大を図るほか、国産原料を使用した有機加工品の開発や効率的な流通体制の構築等、産地と事業者が連携した取組を後押しする。

Ⅲ．有機農業支援施策とその取組

2030年に向けた有機農業拡大の道筋

➢ 2030年に向けては、より多くの農業者が、持続可能な農業・有機農業に取り組みやすくするため、個々の農業者の**点の取組**から、幅広い関係者と協力した**面的な取組への展開**を進めていくことが重要。

点の取組

2007年～
(有機推進法)





農業者グループで連携することで、情報の共有が可能になり、販路の拡大や流通の効率化が可能に。

生産・技術面の施策

民間の技術指導団体による指導

栽培技術の普及
- 農業大学校等における有機の専門コース設置
- 有機農業指導員の育成

販売・消費面の施策

販売・流通事業者とのマッチング

2021年～
(みどり戦略)



地域の住民や事業者、農業団体、地方公共団体と連携することで、地域ぐるみでの生産や消費の取組拡大が可能に。

みどり法に基づく特定区域の設定や地域計画の策定による、有機農業の団地化の推進

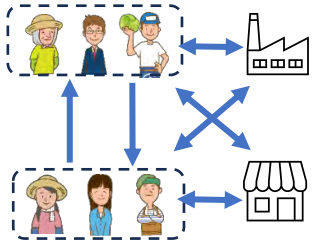
地域内での栽培技術の普及
- オーガニックビレッジにおける産地の技術の普及
- グリーンな栽培体系への転換サポート

地域内での流通・消費の拡大
- オーガニックビレッジにおける学校給食等での利用やマルシェ等の開催
- 産地と消費地が連携した取組

オーガニックビレッジ　168市区町村（～R8.8）

面の取組

～2030年



地域間連携や、加工事業者・広域流通事業者との連携により、さらに安定的な販路の拡大が可能に。

広域的な技術の体系化
- 広く県域で有機農業の経営や技術の見える化を推進
- 農研機構等による研究プロジェクトの推進
- 両正条田植機等の革新的な技術の普及

直接的な支援
- 環境保全型農業直接支払交付金
- 有機転換推進事業

広域的な流通・消費の拡大
- 加工流通施設整備
- 有機農産物の輸出の拡大
- 流通の効率化に向けた実証
- 有機農業の日 特別期間の実施
- 公共調達における利用の推進

オーガニックビレッジを核に、幅広い関係者と協力し、広域で有機農業に取り組むエリアを創出

農林水産省の有機農業支援施策一覧（令和８年度）

１　有機農業の産地づくり

（1）オーガニックビレッジの創出
（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち
有機農業拠点創出・拡大加速化事業）

（2）オーガニックプロデューサーの派遣
（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち
有機農業推進総合対策事業）

２　有機農業に取り組む農業者の支援

（1）地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動に対する支援
（日本型直接支払のうち環境保全型農業直接支払交付金）

（2）新たに有機農業に取り組む農業者の支援
（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち
有機転換推進事業）

（3）有機JAS認証の取得支援
（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち
有機農業推進総合対策事業）

（4）スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大支援
（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち
先進的有機農業拡大促進事業）

３　栽培技術の開発・普及

（1）有機農業の技術の体系化・横展開

（2）地域に応じた有機栽培マニュアルの作成
（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち
グリーンな栽培体系加速化事業）

４　指導体制の整備

（1）有機農業指導員の育成
（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち
環境負荷低減活動定着サポート事業）

（2）民間有機指導団体による技術指導活動の支援
（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち
有機農業推進総合対策事業）

５　有機農産物の加工流通・輸出に関する支援

（1）有機農産物等の共同調達・共同利用を支援
（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち
有機農業推進総合対策事業）

（2）有機農畜産物・有機加工食品の輸出に向けた取組の支援
（グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうち
有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業）

６　消費者へのアプローチ

（1）国産有機農産物等の需要拡大
（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち
有機農業推進総合対策事業）

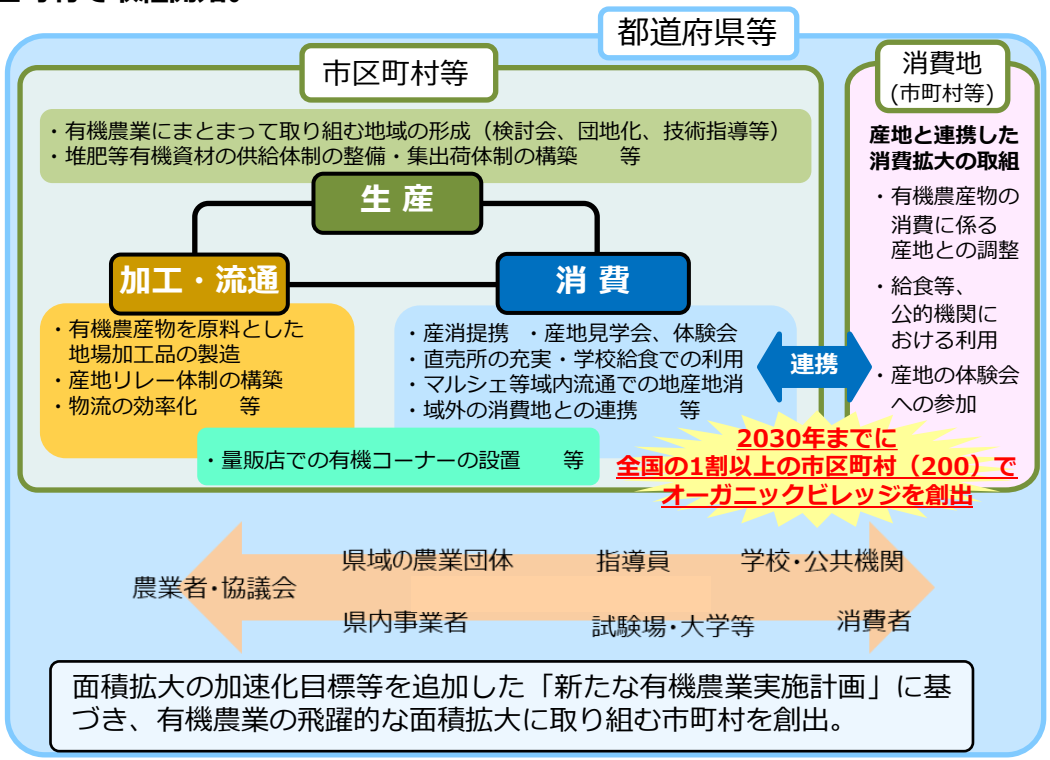
（2）国産有機サポーターズの運営

（3）「有機農業の日」に合わせた特別期間の実施

1　有機農業の産地づくり

(1) オーガニックビレッジの創出　（みどりの食料システム戦略推進交付金）

有機農業の面積拡大に向けて、**地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む『オーガニックビレッジ』**を、2030年までに200市区町村創出することを目標に、**全国各地での産地づくりを推進。現時点で47都道府県168市区町村で取組開始。**



全国各地の取組の共有　→　横展開

オーガニックビレッジを中心に、有機農業の取組を全国で面的に展開

令和７年度　154市区町村 ⇨ **令和８年度１６８市区町村**

(2) オーガニックプロデューサーの派遣

有機農産物等の**販売戦略の提案や助言**等を行う、**オーガニックプロデューサーを派遣**し、有機農業の拡大に向けた産地の課題解決を支援。

オーガニックプロデューサーとは

安定生産に向けた生産技術、共同出荷グループづくり、販売方法の助言など、各地の要望に応じて、有機農業の生産から消費までの様々な面での助言を行い、有機農業推進に向けた地域の課題解決を支援。

オーガニックプロデューサーによる支援事例

○山形県南陽市

「市内レストランへの有機農産物の導入拡大支援」

地場産の有機農産物の活用に向け、地元飲食店と農家との信頼関係の構築（シェフ向け農家視察ツアーの開催）、地域内物流システム（直売所や集荷場の有効活用）と受発注の簡素化（LINEなどを活用）等のノウハウを提供。

その他、過年度の支援事例↓



1　有機農業の産地づくり

①有機農業拠点創出・拡大加速化事業（みどりの食料ｼｽﾃﾑ戦略推進交付金）

有機農業の生産から消費まで一貫し、 農業者のみならず**事業者や地域内外の住民を巻きこんで**地域ぐるみで有機農業に取り組む**市区町村等の取組を推進**

○　**補助率**　定額（機械の購入、リース経費は補助率1/2以内）

有機農業実施計画の策定
（検討会の開催・試行的な取組の実施）
（上限1,000万円）
事業期間は原則1年以内

実施計画の実現に向けた取組の実践
（上限800万円）
事業期間は1年以内

大幅な面積拡大に取り組む場合は3年目以降も追加的に支援（上限1,000万円、最大2年間）

自立へ

1年目　2年目

★消費地と連携して消費拡大に取り組む場合、上限を200万円を加算。

○　**対象経費**

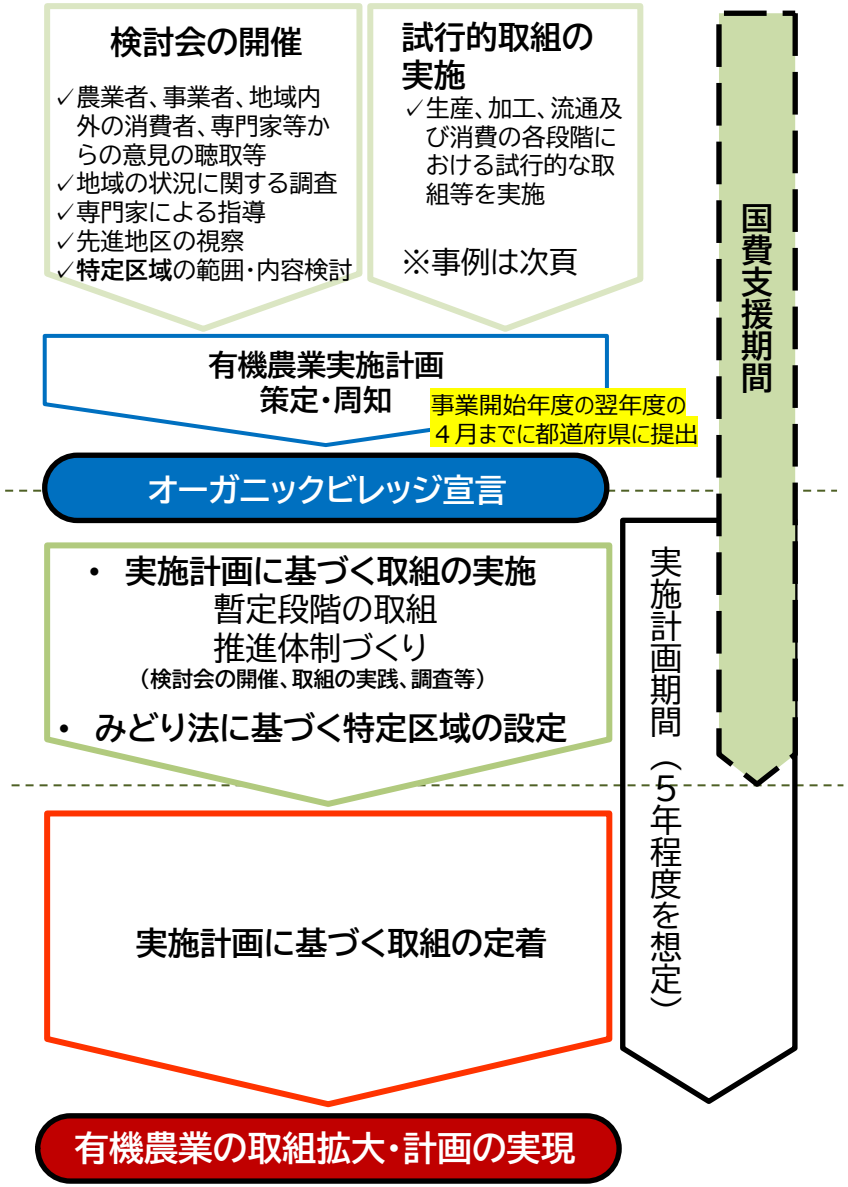
・備品費※（リース・レンタルが困難な場合）
・賃金
・事業費（会場借料、借上費※、原材料費（学校給食での利用等に必要な原材料費を含む）、資材費、消耗品費、情報発信費、研修等参加費等）
・旅費（委員旅費、調査等旅費）
・謝金
・委託費
・役務費

補助率：定額
※機械の購入、リース経費は補助率1/2以内

○　**対象にならない経費**

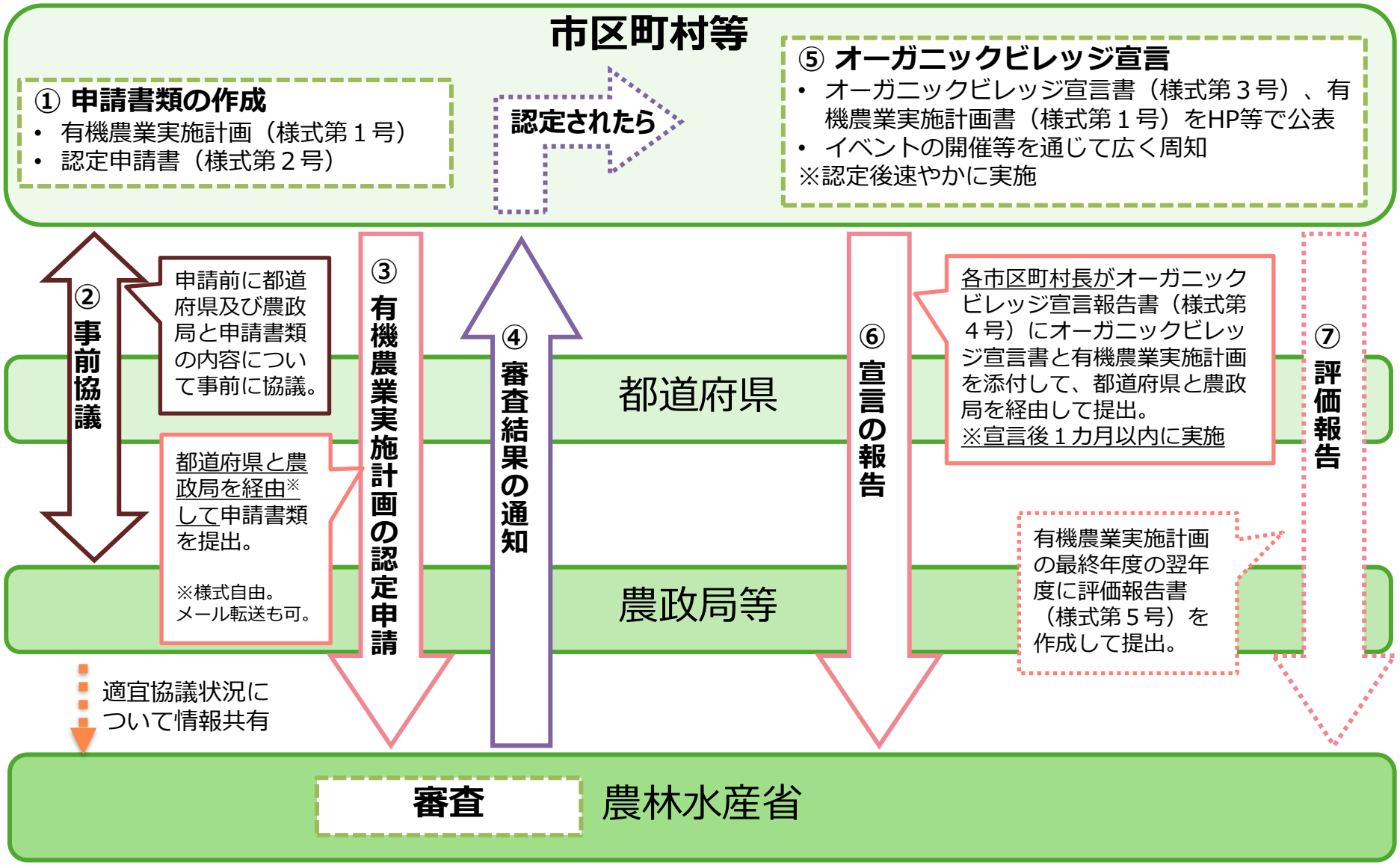
施設整備費、地方公共団体職員等の人件費、
事業を実施していない期間の経費　　等

○　事業の取組イメージ



②有機農業実施計画の認定によるオーガニックビレッジ宣言

より多くの市区町村等が主体となって有機農業に取り組んでいただき、有機農業の更なる推進を図っていくため、今般、有機農業実施計画の認定によりオーガニックビレッジを創出する制度を設けました。



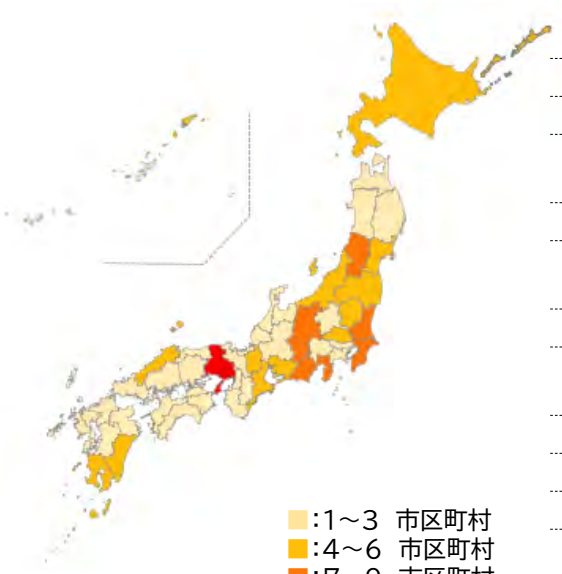
1　有機農業の産地づくり

③オーガニックビレッジ実施地区

【R8.8.31時点】

- 有機農業の面積拡大に向けて、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む『オーガニックビレッジ』を、2030年までに200市区町村創出することを目標に、全国各地での産地づくりを推進。
- 令和３年度から取組を開始し、現時点で47都道府県168市区町村がオーガニックビレッジに取り組んでいる。

【実施市区町村】



令和７年度１５４市区町村

⇩ 新たに１４**市町村**で取組を開始

令和８年度１６８市区町村

※下線は令和８年度開始地区

都道府県	市区町村
北海道	(6) 安平町、旭川市、新十津川町、赤井川村、浦幌町、清水町
青森県	(2) 黒石市、五戸町
岩手県	(3) 花巻市、一関市、遠野市
宮城県	(6) 登米市、栗原市、大崎市、加美町、石巻市、大郷町
秋田県	(1) 大潟村
山形県	(7) 米沢市、鶴岡市、新庄市、川西町、山形市、酒田市、高畠町
福島県	(4) 二本松市、喜多方市、会津若松市、鮫川村
茨城県	(7) 常陸大宮市、石岡市、笠間市、かすみがうら市、水戸市、那珂市、茨城町
栃木県	(5) 小山市、市貝町、塩谷町、栃木市、大田原市
群馬県	(3) 甘楽町、高山村、みなかみ町
埼玉県	(4) 小川町、所沢市、さいたま市、幸手市
千葉県	(7) 木更津市、佐倉市、神崎町、成田市、いすみ市、多古町、匝瑳市
東京都	(1) 台東区
神奈川県	(2) 相模原市、小田原市
山梨県	(1) 北杜市
長野県	(8) 辰野町、松川町、飯田市、飯綱町、伊那市、佐久市、長和町、信濃町
静岡県	(8) 掛川市、藤枝市、川根本町、静岡市、富士宮市、島田市、伊豆の国市、小山町
新潟県	(6) 佐渡市、新発田市、五泉市、阿賀野市、津南町、村上市
富山県	(2) 南砺市、富山市
石川県	(3) 珠洲市、羽咋市、白山市
福井県	(2) 越前市、小浜市
岐阜県	(3) 白川町、飛騨市、山県市

都道府県	市区町村
愛知県	(6) 東郷町、南知多町、岡崎市、大府市、美浜町・武豊町
三重県	(4) 尾鷲市、名張市、伊賀市、多気町
滋賀県	(5) 甲賀市、近江八幡市、日野町、東近江市、高島市
京都府	(2) 亀岡市、京丹後市
大阪府	(2) 堺市、泉大津市
兵庫県	(10) 豊岡市、丹波篠山市、養父市、丹波市、淡路市、神戸市、朝来市、加東市、上郡町、稲美町
奈良県	(3) 宇陀市、天理市、山添村
和歌山県	(1) かつらぎ町
鳥取県	(2) 日南町、八頭町
島根県	(5) 浜田市、大田市、邑南町、吉賀町、江津市
岡山県	(2) 和気町、新庄村
広島県	(1) 神石高原町
山口県	(1) 長門市
徳島県	(2) 小松島市、海陽町
香川県	(1) 三豊市
愛媛県	(1) 今治市
高知県	(2) 馬路村、香南市
福岡県	(2) うきは市、篠栗町
佐賀県	(2) 上峰町・みやき町
長崎県	(3) 南島原市、雲仙市、五島市
熊本県	(3) 南阿蘇村、山都町、菊池市
大分県	(3) 佐伯市、臼杵市、豊後高田市
宮崎県	(6) 綾町、高鍋町・木城町、えびの市、宮崎市、高千穂町
鹿児島県	(6) 南さつま市、湧水町、南種子町、徳之島町、姶良市、伊仙町
沖縄県	(2) 中城村、石垣市

④オーガニックビレッジの取組事例

➢ 有機農業の拡大に向けて、スマート技術の導入や学校給食での利用など、地域に即した多様な取組が展開。

中国・四国

給食・加工　面積　スマート

⑫ 鳥取県日南町　水稲・野菜

0haから有機農業の産地化に挑戦！

中山間地域のモデルとなる持続可能な産地形成を目指し、農機メーカーと連携したスマート農機（水田除草機等）の導入や販路拡大による農業所得の向上を目指す。

給食・加工　面積　人材育成

⑬ 徳島県小松島市　水稲

有機農業が実践しやすい地域づくり！

次世代有機農業技術者育成研修を行う有機農業サポートセンターにおける有機栽培への転換や新規就農に取り組む農業者への技術面でのサポートに加えて、学校給食の利用による販路確保や有機米のブランド化による付加価値向上に取り組む。



北陸

給食・加工　面積　人材育成　スマート

⑦ 新潟県阿賀野市　水稲・エゴマ

スマート農機の活用で除草作業を効率化！

約40年前から笹神地区を中心に有機米が栽培されているが、環境への配慮や健康志向の高まりを背景に、近年、有機米の需要が高まっていることから、栽培を市全域に広げ、農家所得の向上を目指している。課題は雑草対策であることから、スマート農機を活用し、省力化に取り組む。

給食・加工　面積　スマート

⑧ 福井県越前市　水稲

スマート農業を活用した大規模化！

データに基づく有機栽培技術の実践や除草作業を中心とした省力化機械（水田除草機）の導入等により、地域全体で有機農業に取り組みやすい体制を整備し、大幅な面積拡大を目指す。

北海道

給食・加工　面積

① 北海道安平町　水稲・大豆

販路拡大に向けた加工品の開発！

有機農産物を使用した加工品の商品開発を行い、新たな販路拡大につなげるとともに、学校給食での利用に取り組む。



東北

給食・加工　面積　人材育成

② 宮城県登米市　水稲

生産から消費まで有機農業を拡大！

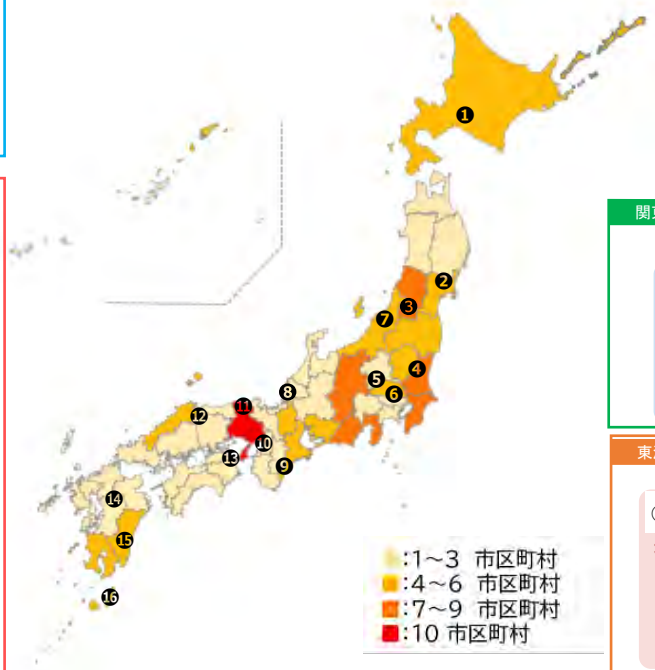
有機JAS認証等の取得の支援を行うとともに、新規で有機農業に取り組む方や転換を実施する方への研修会を実施する予定。また、市内外のイベントや学校給食への有機米の提供を通じて、消費者に有機農業の魅力のPRに取り組む。

給食・加工

③ 山形県川西町　水稲・大豆

有機農業に参入しやすい環境づくり！

有機栽培における太陽熱土壌消毒の導入など作業効率化に向けた技術の導入や枝豆・紅大豆などの新たな栽培品目の追加のほか、紅大豆を活用した新たな商品開発などに取り組む。



関東甲信・静岡

給食・加工　面積

④ 茨城県常陸大宮市　水稲・野菜

ほ場の団地化による効率的な生産！

特定区域の設定地区で、有機水稲・野菜の大規模なほ場団地化を進めるとともに、有機野菜・米粉を使用した加工品や学校給食に導入する米粉パンの開発などに取り組む。

給食・加工　人材育成

⑤ 群馬県甘楽町　水稲・野菜・果樹

甘楽町有機農業サポーターの取組！

学校給食の利用拡大の他、新規就農者への研修体制や繁忙期の労働力の確保などのサポート体制を構築するとともに、地域内の遊休農地を活用した有機オリーブ等の生産拡大に取り組む。

東海

給食・加工　スマート　人材育成

⑨ 三重県尾鷲市　果樹

有機果樹の生産拡大に取り組む！

地域特産の甘夏や地域で生産されていない新たな果樹について、収量や品質の向上に向けた栽培技術を確立し、農業者の所得向上につなげるとともに、学校給食での利用や有機農業サミットの開催等を通じて地域一体となった取組を展開。



給食・加工

⑥ 埼玉県所沢市　野菜・茶

有機農業をはじめとする環境再生型農業を推進！

土づくりや栽培方法等に関する技術講習会等の開催や、有機農業新規取組希望者への支援を行うとともに、学校給食についての関係者による協議・調整を継続的に行い、有機給食を実施。また規格外品等を活用した加工品の試作や商品開発等についても実施する予定。

九州

給食・加工　スマート　人材育成

⑭ 熊本県菊池市　水稲・豆・麦

生産者と消費者の交流を推進！

農業高校と連携し、生産者・消費者の顔が見える取組を行うことで、地元就農を促進するとともに、市内小中学校等へ有機農産物を提供し、保護者の理解を促進。また、市内外で生産者と消費者が交流するイベントを開催するなど、消費者の購入意欲向上や、販路の拡大の推進に取り組む。

給食・加工　スマート　人材育成

⑮ 宮崎県綾町　水稲・野菜

有機農業を学べる学校を開校！

栽培技術から経営まで学べる「綾オーガニックスクール」を創設し新規就農者の受入体制を整備するとともに、ラジコン除草機の導入による省力化、学校給食の導入に向けた仕組みの検討などに取り組む。



給食・加工　スマート

⑯ 鹿児島県南種子町　水稲・野菜

生産の効率化による有機農業の拡大！

遊休農地を利用した有機農業の拡大、スマート農機の導入による生産の効率化、学校給食における有機米や有機野菜の利用拡大に取り組む。

近畿

スマート

⑩ 大阪府堺市　水稲

地域資源を活用した都市農業の挑戦！

地域資源である市内畜産農家の牛糞堆肥を地域内で活用促進することで、化学肥料を低減し、環境負荷を軽減した農業への転換を促進させ、堺産農産物「堺のめぐみ」などブランド力強化等に取り組む。

給食・加工　面積　スマート

⑪ 兵庫県豊岡市　水稲

新たなコウノトリ育む農法への進化！

イオン水発生装置など新たな除草技術の導入実証を行うとともに、現行農法の再検証を行い、新たなコウノトリ育む農法米の暦を検討するほか、学校給食での利用拡大に取り組む。



：R4年度から開始　：R5年度から開始　：R6年度から開始

給食・加工	：有機農産物の給食・加工品の商品開発・販売
面積	：10 ha以上の面積拡大が目標
スマート	：スマート農機の利用や省力化機械の導入
人材育成	：学べる環境を整備

※ 記載内容は計画段階の取組を含む

↑各オーガニックビレッジの取組はこちら

有機農業と地域振興を考える自治体ネットワークについて

有機農業を生かして地域振興につなげている自治体や、これから取り組みたいと考える自治体、民間企業・民間団体の情報交換等の場として
「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」を設置し、自治体間の情報共有等を促進

令和８年10月19日時点で168市町村25県７団体が参加

北海道	安平町	群馬県	高山村		小山町	島根県	浜田市
	旭川市		甘楽町		富士宮市		江津市
	新十津川町		みなかみ町		伊豆の国市		吉賀町
	赤井川村	埼玉県	小川町		静岡市		邑南町
	浦幌町		所沢市	愛知県	東郷町		大田市
	新篠津村		さいたま市		大府市	岡山県	和気町
青森県	黒石市		幸手市		南知多町		赤磐市
	五戸町	千葉県	いすみ市		美浜町		新庄村
	つがる市		木更津市		豊川市		瀬戸内市
岩手県	一関市		匝瑳市		あま市		美作市
	花巻市		佐倉市		武豊町		井原市
	遠野市		成田市		岡崎市		備前市
宮城県	登米市		多古町		新城市	広島県	東広島市
秋田県	大潟村		神崎町	三重県	尾鷲市		神石高原町
	大館市	神奈川県	相模原市		名張市	山口県	宇部市
	にかほ市		小田原市		伊賀市		長門市
山形県	川西町	新潟県	佐渡市	滋賀県	甲賀市	徳島県	小松島市
	鶴岡市		新発田市		近江八幡市		海陽町
	米沢市		阿賀野市		日野町	愛媛県	今治市
	新庄市		五泉市		東近江市	高知県	馬路村
	高畠町		津南町	大阪府	堺市	香川県	三豊市
	山形市	富山県	南砺市		泉大津市	福岡県	うきは市
	酒田市		富山市	京都府	亀岡市		篠栗町
福島県	磐梯町	石川県	羽咋市		京丹後市	長崎県	南島原市
	二本松市		珠洲市	兵庫県	市川町		五島市
	喜多方市		白山市		丹波市		雲仙市
	会津若松市	福井県	池田町		丹波篠山市	熊本県	山都町
	鮫川村		越前市		宍粟市		南阿蘇村
茨城県	常陸大宮市		小浜市		養父市		菊池市
	笠間市	山梨県	北杜市		淡路市	大分県	臼杵市
	石岡市	長野県	松川町		豊岡市		佐伯市
	かすみがうら市		飯田市		上郡町		豊後高田市
	水戸市		辰野町		神戸市	宮崎県	綾町
	茨城町		飯綱町		加東市		木城町
	筑西市		佐久市		朝来市		高鍋町
栃木県	小山市		伊那市		稲美町		宮崎市
	市貝町		信濃町	奈良県	宇陀市	鹿児島県	南さつま市
	塩谷町		長和町		天理市		湧水町
	宇都宮市	岐阜県	白川町		山添村		南種子町
	栃木市		飛騨市	和歌山県	和歌山市		喜界町
	大田原市	静岡県	掛川市		かつらぎ町		徳之島町
			藤枝市	鳥取県	日南町		志布志市
						沖縄県	中城村

セミナーの開催状況

令和７年７月 自治体セミナーの開催
【第１回】
オーガニックプロデューサーと連携した特色ある自治体の取組事例の紹介（遠野市、新発田市、相模原市）後、グループに分かれて自治体間の意見交換を行った。

令和７年10月 【第２回】
地域内の事業者等と連携してオーガニックビレッジに取り組む、五島市とかごしま有機生産組合の事例紹介。



オーガニックビレッジ全国集会 in 木更津の開催
木更津市のイベントの中で開催した。オーガニックビレッジを軸とした「まちづくり」に取り組む市町村（小山市、甘楽町、佐渡市、小松島市、木城町、浜田市、木更津市）にご登壇いただいた。

令和８年１月 自治体セミナーの開催
【第３回】
オーガニックプロデューサーと連携した特色ある自治体の取組事例紹介（笠間市、豊岡市）を行った。

【過年度】

令和４年
- ○有機農業の拡大に向けた**地域ぐるみの取組**、**学校給食での試行的な利用**、**スマート機械の導入**等
- ○**オーガニックライフスタイルEXPO**で紹介
- ○**オーガニックビレッジ全国集会**の開催

令和５年
- ○**有機農産物の生産・利用拡大に向けた地域間の連携**
- ○**オーガニックライフスタイルEXPO**で紹介
- ○**オーガニックビレッジ全国集会**の開催

令和６年
- ○**「有機農産物の販路拡大に向けて」**をテーマとしたセミナーの開催
- ○**オーガニックライフスタイルEXPO2024**において、**「有機農業の拡大に役立つ新しい技術について」**をテーマとしたセミナーの開催
- ○**オーガニックビレッジ全国集会**の開催

都道府県会員
青森県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、富山県、石川県、福井県、長野県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、岡山県、山口県、徳島県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

民間企業・民間団体会員
(一社)日本有機農産物協会、井関農機(株)
(株)ＩＮＧＥＮ、ハイパーアグリ(株)、
(株)大治、(株)ウタネ、(株)流通研究所

★参加は随時受付★
お問合せ先：農産局農産政策部農業環境対策課
（ 03-6744-2114）

オーガニックビレッジ全国首長の会

- 全国12市町の首長が発起人となり、令和８年６月13日に『**オーガニックビレッジ全国首長の会**』を設立。
- オーガニックビレッジ等の**有機農業の推進に関する課題を自治体間で共有**し、**首長のリーダーシップによって持続可能な地域社会を創造することを目的**としている。
- 設立時点で、**82自治体（うちオーガニックビレッジに取り組む自治体57）**が入会。

～設立総会の開催～

令和８年６月13日、京都市勧業館みやこめっせにおいて設立総会を開催。
全国から82自治体（うちオーガニックビレッジに取り組む自治体57）が入会し、47自治体が参加。
株式会社坂ノ途中（代表取締役：小野邦彦氏）を講師に迎えた勉強会も開催され、活発な情報交換が行われた。

【発起人自治体及び首長】

- 千葉県木更津市　（市長：渡辺 芳邦）（会長）
- 神奈川県小田原市　（市長：加藤 憲一）（副会長）
- 奈良県宇陀市　（市長：金剛 一智）（副会長）
- 宮崎県木城町　（町長：半渡 英俊）（理事）
- 大阪府泉大津市　（市長：南出 賢一）（理事）
- 新潟県佐渡市　（市長：渡辺 竜五）（理事）
- 徳島県小松島市　（市長：中山 俊雄）（理事）
- 栃木県小山市　（市長：浅野 正富）（理事）
- 静岡県伊豆の国市　（市長：山下 正行）（理事）
- 山形県鶴岡市　（市長：佐藤 聡）（理事）
- 島根県浜田市　（市長：三浦 大紀）（理事）
- 京都府亀岡市　（市長：桂川 孝裕）（事務局長）



2　有機農業に取り組む農業者の支援①

(１) 環境保全型農業直接支払交付金

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動**を支援。

①対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
②対象となる農業者の要件
ア　主作物について販売することを目的に生産を行っていること
イ　環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
ウ　環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
③支援対象活動
化学肥料、化学農薬を原則５割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動**（有機農業等）**
④取組拡大加算
有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動への支援**（4,000円／10a）**

【支援対象取組・交付単価】

▶ 全国共通取組

国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		交付単価（円/10a）
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	14,000円
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円
堆肥の施用		3,600円
緑肥の施用		5,000円
総合防除	そば等雑穀・飼料作物以外	4,000円
	そば等雑穀・飼料作物	2,000円
炭の投入		5,000円

▶ 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組

詳しくは↓

(２)有機転換推進事業　（みどりの食料システム戦略推進交付金）

新たに**有機農業への転換等を実施する農業者**に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった**有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費について支援。**

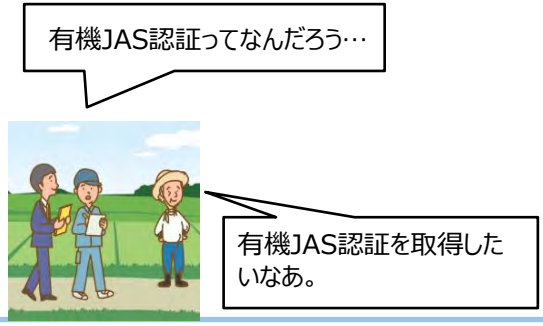
①対象者
・有機農業に取り組む新規就農者（就農後３年以内）又は慣行農業から有機農業への転換に取り組む農業者
※いずれもこれまでに本事業による支援を受けていない者であること
・将来的に国際水準の有機農業に取り組むこと
・みどり認定を受けている又は受ける予定があること　等

②対象農地
慣行農業から有機農業への転換初年度となる農地

③支援単価
10aあたり２万円 以内　（最小申請単位　10a）

(３)新規参入者向けの有機JAS認証習得支援

新たに有機農業に取り組む農業者（国際水準の有機農業を開始して５年以内または今後取り組む予定）の**有機JAS認証の研修**及び**初回のほ場実地検査受検等**について**支援。**
また、品目別に有機農業に関する栽培技術講習会を開催。



2　有機農業に取り組む農業者の支援②

（４）先進的有機農業拡大促進事業

有機農業の更なる面的拡大を促進するため、**スマート農業技術等の導入による地域の実情に応じた生産性向上**や、**有機農産物の保管や加工のための設備導入等を通じた販路の確保**に取り組む農業者等を支援。

1　スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大

（１）スマート農業技術等に関する機械等の導入

有機農業の拡大に必要なスマート農業技術に関する農業機械、設備等の導入を支援。
併せて、本事業の有機農業の拡大目標の達成に必要な範囲内で、農業機械、加工・保管設備その他有機農業の拡大に必要な機械、設備等の導入等を支援。

（２）有機農業の拡大に向けた取組（上記の機械等の導入以外の取組）

有機農業の拡大に必要な以下の取組を支援。

ア　資材導入、植栽、ほ場整備及び設備設置

イ　その他、有機農業の拡大に必要な取組（試験栽培、土壌分析等による新技術や新規作物導入、専用保管設備等の活用による流通体制の効率化、有機加工品の開発等を通じた販路拡大等）

事業実施主体	交付率	支援上限額
農業者、協議会　等	（１）　　：２分の１ （２）のア：２分の１ （２）のイ：定額	（１）＋（２）：5,000万円 （２）　　：　400万円 ※事業実施主体あたりの上限額ではなく、都道府県、市町村等が作成する１事業実施計画あたりの上限額です。

2　有機農業拡大支援

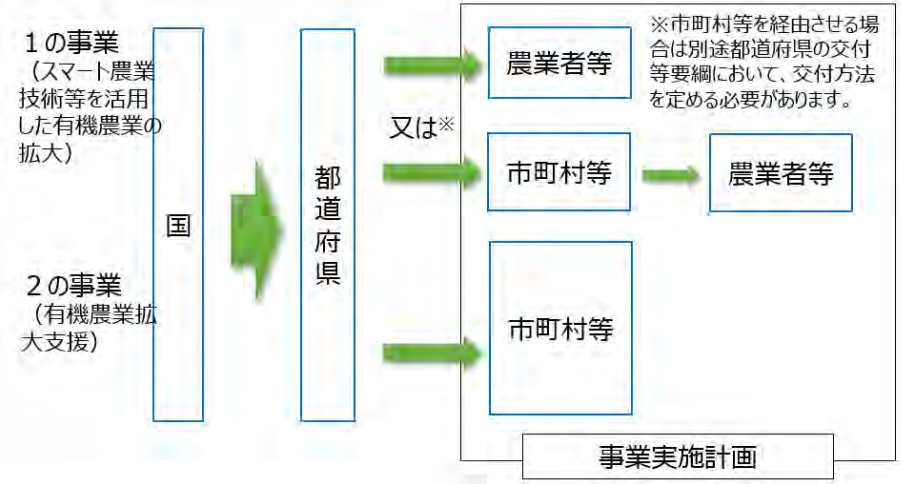
１に取り組む農業者等を支援するための以下の取組を支援。
（１）技術習得の取組（専門家を招いた研修会の開催等）
（２）流通合理化の取組（生産者、流通業者、実需者等を集めた会議開催等）
（３）販路拡大の取組（展示会等の開催、加工品の試作、転換期間中有機農産物の活用等）

事業実施主体	交付率	支援上限額
都道府県、市町村　等	定額	800万円

<事業イメージ>



<交付金の流れ>



3　技術等の研究開発　― 有機農業の技術の体系化、横展開 ―

- 有機農業については、**現場で培われた優れた技術が蓄積**されており、こうした**技術を体系化し、横展開する**とともに、開発されつつある技術の社会実装を進めていく必要。
- 各種生産技術の横展開として、**栽培技術マニュアル等を作成**し、全国の普及指導機関等に広く提供。また、**関係者のネットワークづくりにより技術の共有を行うとともに、生産技術の持続的な改良に向けた研究開発**を推進。

【現場で培われた有機農業技術の例】

土壌の太陽熱消毒（畑作物）



透明のシートで農地を被覆し、太陽熱により土壌中の雑草の種子等を駆除。

育苗の技術（水稲）



- 機械化に対応したポット苗を育苗。
- 活着の良い苗とするため、中苗以上のものを使用。

除草の技術（水稲）



農研機構では、みのる産業(株)、県、生産者等と連携し乗用型除草機を2015年に開発。

写真：NPO法人 民間稲作研究所

これまでの各種技術の取りまとめ(マニュアル等)

有機農業の栽培マニュアル（-実践現場における事例と研究成果-）



•暖地の水田二毛作、ホウレンソウの施設栽培、高冷地露地のレタス栽培の研究成果に基づく安定栽培技術を紹介。

※農研機構HPよりダウンロード可

機械除草技術を中心とした水稲有機栽培技術マニュアル ver.2021



•除草体系をはじめ水稲の有機栽培管理技術を分かりやすく解説。現場実証試験の概要や生産費についても掲載。

※農研機構HPよりダウンロード可

「省力除草、安定生産の水田有機栽培体系の実証と支援アプリケーションの開発」成果集（2025年）



•両正条植え技術に直交機械除草を組み合わせた雑草対策、有機質肥料による施肥設計を支援するアプリ開発を核とした技術開発の取組を記載。

※農研機構HPよりダウンロード可

深水管理による省力的な有機水稲栽培を実現する農地整備＆栽培管理マニュアル（2025年）



•深水管理による省力的な雑草抑制技術を農地基盤整備、栽培管理、実証試験での取組にまとめてわかりやすく説明

※農研機構HPよりダウンロード可

関東地域における大豆有機栽培技術体系標準作業手順（2024年）



•有機大豆栽培に適した品種の選択、播種時期の変更による収量確保や虫害回避、中耕培土による雑草防除等の効果を具体的データを示しながら解説

※農研機構HPよりダウンロード可

3　技術等の研究開発　― 地域に応じた有機栽培マニュアルの作成 ―

➢ 「環境にやさしい栽培技術」と「先端技術等を活用した省力化に資する技術」を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換を図るため、グリーンな栽培体系への転換サポートにおいて、産地に合わせた栽培マニュアルの作成等を支援。

【取組事例】水田における有機栽培の技術実証

- 大崎市有機農業・グリーン化推進協議会（構成員：宮城県大崎市、新みやぎ農業協同組合、大崎農業改良普及センター、農業者、農機メーカー）は、アイガモロボット、水管理システム、ロボット草刈機を導入した有機米の栽培体系の確立を目指し、令和４年度から栽培実証を実施。
- 令和６年度に実証結果を踏まえ、産地の栽培マニュアルを作成。



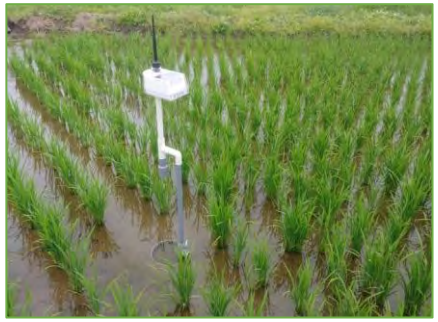
アイガモロボット

GPSを利用した自動航行で泥を巻き上げ光合成を抑制し除草剤の散布回数を削減。



水管理システム

スマートフォンで水位等のデータを確認。遠隔操作で水量を調整。見回りの頻度・時間を削減。



ロボット草刈機

リモコンで操作できるロボット草刈り機で畦畔等の除草作業を軽労化。シェアリングでコスト削減。



4　指導体制の整備に関する支援

有機農業の指導を行う民間団体の取組を支援

有機農産物等の販売戦略の提案や助言等を行う、**オーガニックプロデューサー**を産地へ派遣。新規就農者・転換者からの相談対応も実施。



▼過年度の取組事例▼



① **ヒアリング**　産地の現状と課題を丁寧に聞き取ります

② **支援内容のご提案**　ヒアリングとご要望を踏まえて

③ **派遣の実施**　伴走型支援 ／ スポット支援

④ **次回派遣の調整**　フィードバックを踏まえてご提案します

⑤ **支援の終了**　自走化に向けて

▲オーガニックプロデューサー派遣の流れ

広域的に有機農業に関する栽培技術の提供を行う民間有機団体等が農業者に対して、**現地指導**や講習会の開催を支援。



事例 ：有機水稲栽培実証ほ場の通年監修と講師派遣（茨城県笠間市）

- 市内学校給食を将来的に100％有機米に切り替えるビジョンのもと、有機水稲栽培実証ほ場の通年監修を令和６年度より開始。
- 有機農業者１名と新たに有機農業に取り組む慣行農業者２名の協力を得て、実証ほ場で民間稲作研究所の指導のもと、年間５回の技術講習会を実施。





4　指導体制の整備

①全国における有機農業指導員の育成状況

- 農林水産省では、各都道府県おいて有機農業に取り組む農業者への指導体制を整備するため、令和２年度から交付金により現場で有機農業の栽培技術の指導・助言を行う有機農業指導員の育成を支援。
- 有機農業の技術指導体制が構築されている都道府県の割合は、令和６年度に43%まで増加。
- 熟練有機農業者や普及指導員において、地域に即した有機農業の技術指導の取組が展開。

有機農業の技術指導体制が構築されている都道府県の割合

令和５年度 38% → 令和６年度 43% → ・・・ → 令和12年度 80%（目標※）

※「食料・農業・農村基本計画」（令和７年４月11日閣議決定）におけるKPI



事例１：有機農業産地拡大のための新規就農支援体制の構築（宮崎県）

○ **新規就農者支援体制の構築**

綾町で有機農業のノウハウを体系的に学ぶ「綾オーガニックスクール」を設立し、有機農業を営む農業者から栽培技術や経営手法を学べる体制を構築。



土づくり講座の様子

○ **普及組織の取組**

スクールの具体的な教育内容を整理し、耕作放棄地の再生や町民を対象とした公開講座を開催。

事例２：有機茶の生産強化の取組（静岡県）

○ **新規就農者の活動支援**

有機茶栽培を行う新規就農者への巡回指導や、販路拡大のための販売業者とのマッチング等の経営確立に向けた取組を支援。



新規就農者の茶園巡回の様子

○ **有機てん茶の生産強化**

有機栽培のてん茶の品質改善や生産拡大を図るため、施肥やせん枝に係る技術実証を実施。

4　指導体制の整備

②農業大学校等における有機農業の取組

- **道府県立農業大学校**においては、**全校が有機農業をカリキュラム化**。この他、民間の農業教育機関等においても、有機農業の教育が実施されている。
- 令和８年度は**兵庫県立農林大学校**において、新たに**有機農業専攻が設置**。

○ 道府県立農業大学校における有機農業教育の状況

R７に有機農業の教育を実施予定　41校／41校

① 有機農業の専攻を設置　・・・ ３校
② 有機農業を主とした科目を設定　・・・16校
③ 科目の一部で有機農業を取り扱う・・・22校

出典：全国農業大学校協議会「令和７年度全国農業大学校等の概要」

○ 有機農業教育を実施している民間教育機関等

・日本農業実践学園(茨城県)
・鶴岡市立農業経営者育成学校 (山形県)
・とやま有機農業アカデミー (富山県)
・兵庫楽農生活センター(兵庫県)
・山都町有機農業サポートセンター(熊本県)
・綾オーガニックスクール(宮崎県)　等

○ 有機農業専攻を設置している道府県立農業大学校

島根県立農林大学校 有機農業専攻（平成24年度～）



内容：座学の他、露地、ハウス、水田を組み合わせて、育苗から出荷まで一貫した有機栽培技術を習得
定員：10名程度（令和７年度）
期間：２年間

埼玉県農業大学校 短期農業学科 有機農業専攻（平成27年度～）





内容：農作業の基礎、堆肥や緑肥による土づくり、野菜等60品目ごとの栽培適期や採取方法等を習得
定員：19名（令和７年度）
期間：１年間

群馬県立農林大学校 農業経営学科 社会人コース 有機農業専攻（令和６年度～）



内容：土づくり、病害虫防除、有機JAS認証制度等の講義や、有機専用ほ場における実習、有機農家での研修を実施
定員：５名（令和７年度）
期間：１年間

兵庫県立農業大学校 有機農業アカデミー（令和８年度～）



内容：１人１棟のビニルハウス及び露地ほ場において、野菜栽培を実習するとともに、生産から流通・販売までを体系的に学習。
定員：10名（令和８年度）
期間：１年間

5　有機農産物の加工流通・輸出に関する支援

（1）有機農産物等の共同調達・共同利用を支援

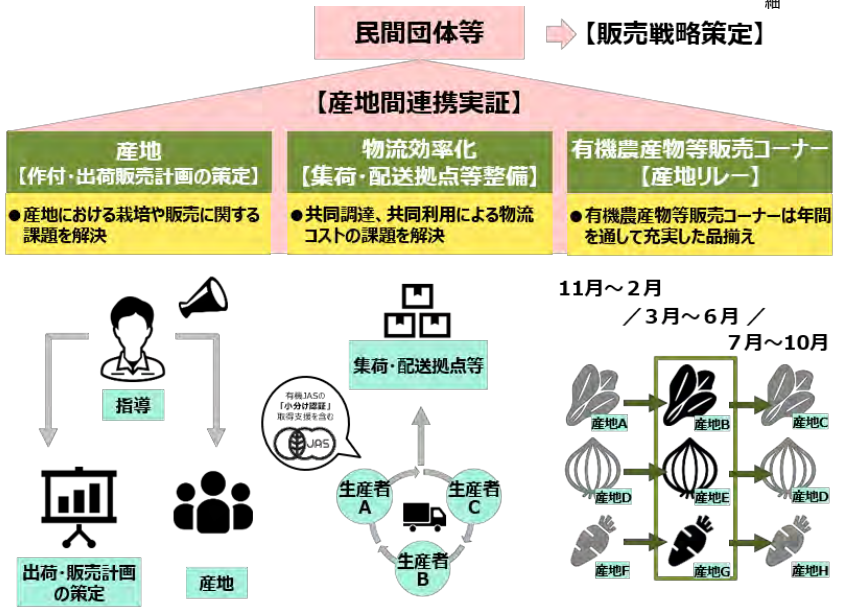
有機農産物等の全国的な流通体制の効率化

○ 有機食品市場の拡大に向けては、**ロットの拡大**や通年での安定した供給体制の構築により**流通を合理化**、量販店等での販路を拡大し、**全国的な流通を拡大**する必要。

○ このため、**共同出荷等によるロットの拡大**や**産地リレーによる切れ目のない供給体制の構築**等による、**全国的な流通体制の効率化や販路拡大**に向けた取組等を支援。

〈事業イメージ〉

事業の詳細はこちら



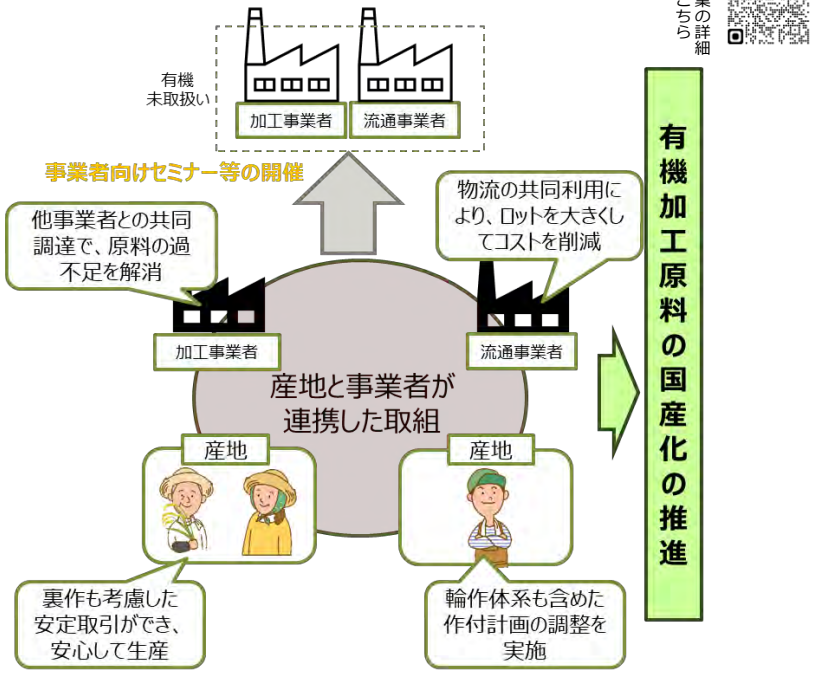
国産原料を使用した有機加工食品の取扱い拡大

○ 有機加工食品の利用拡大に向けては、原材料供給のための生産拡大や、効率的な原材料調達のための**生産者と流通加工事業者等が連携した体制構築**が必要。

○ このため、有機加工食品原料の輸入から**国産への置き換えを促進**するため、生産者と連携して国産有機加工**食品の生産に取り組む流通、加工等の事業者が行う国産有機原料を使用した有機加工食品の生産・取扱い拡大**の取組を支援。

〈事業イメージ〉

事業の詳細はこちら



5　有機農産物の加工流通・輸出に関する支援

（２）有機農畜産物・有機加工食品の輸出に向けた取組の支援

○**有機農畜産物・有機加工食品の輸出**に向け、有機JAS**認証の取得**や輸出向けの**商談会・展示会への出展等を支援**（※１）。
○海外事業者との商談会や新商品の開発等により、**味噌・醤油や、さつまいも加工品等の輸出が拡大**（※２、３）。
○有機同等性を利用した輸出は、品目別では、**米国及びEU加盟国向け茶及び醤油**の輸出数量が顕著に増加（※２）。また、**有機酒類**の同等性については、**台湾及びカナダに加え、令和７年５月にEU加盟国、10月に英国、米国**との間でも同等性が発効。海外のニーズに応じた輸出対策が必要。

■有機認証、GAP認証取得等支援事業（※１）

〈事業イメージ〉

▶事業の詳細はこちら



農業者等の取組を支援



認証の取得

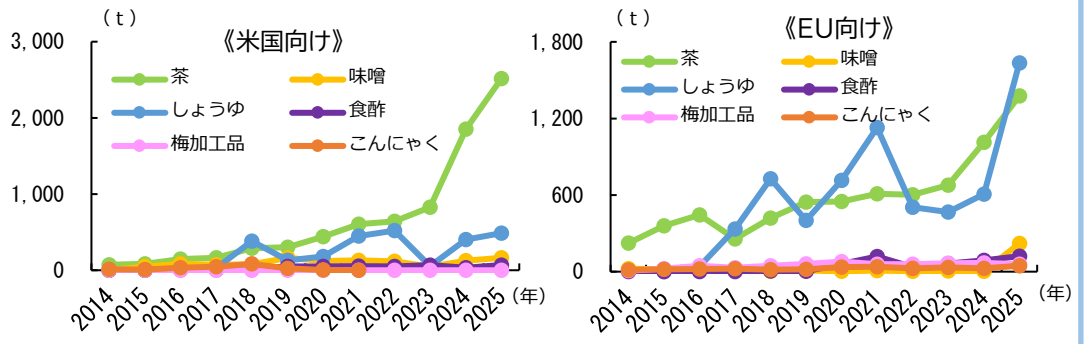


商談会等へ出展

農産物等の輸出拡大

認証取得、商談の実施等により海外との取引先確保

■有機同等性の仕組みを利用した輸出数量の推移（※２）



出典：農林水産省「同等性の仕組み等を利用した有機食品の輸出数量の推移」より農業環境対策課作成

■輸出拡大に向けた民間団体の取組（※３）

（有）かごしま有機生産組合

- 冷凍焼き芋、ベビーフード等の輸出向け商品開発に取組み、令和元年の輸出額前年比で約４倍増加。





玉乃光酒造（株）

- 酒造好適米（山田錦、雄町）を使用した有機日本酒「有機純米吟醸GREEN」を販売。欧州、北米を中心に販路拡大を図る。



6　消費者へのアプローチ①

国産有機農産物等の需要拡大

国産有機農産物等需要拡大支援事業（みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち有機農業推進総合対策事業）

○国産有機農産物等の需要を拡大するため、これらを取り扱う**小売等の事業者と連携**して行う**国産有機農産物等の需要喚起**及び**活用促進**、**有機農業の環境保全効果を訴求**する取組、**生産者と事業者間のマッチング**等を支援。







有機農産物の生産から消費までの取組を把握できる消費者参加型のワークショップや有機食品マルシェの開催、消費者に対して有機農業の環境保全効果を普及啓発するためのコンテンツ作成を実施。

6　消費者へのアプローチ②　国産有機食品の需要喚起に向けて

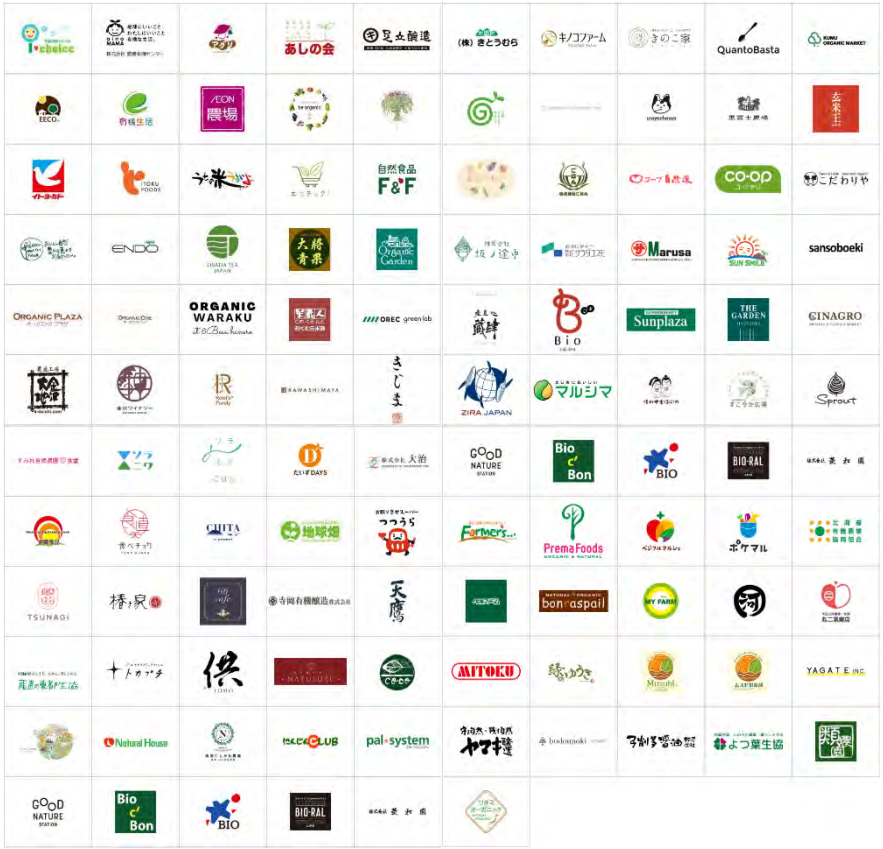
➢ 有機農業の更なる取組拡大に向け、**国産有機食品を応援頂ける小売業者及び飲食サービス事業者の皆様のプラットフォーム「国産有機サポーターズ」**を立ち上げ。

国産有機サポーターズは、
国産の有機食品の需要喚起に向け
農林水産省が、事業者の皆様と
連携して取り組んで行くための
新たなプラットフォームです！





令和8年10月時点で、下記の111社が参画



国産有機サポーターズへ参加希望の方はこちら　→

6　消費者へのアプローチ③　「有機農業の日」に合わせた特別期間の実施

- 有機農業推進法の成立・施行から10周年を記念し、2016年に、12月８日が「有機農業の日（オーガニックデイ）」として制定されました。
- 農林水産省では、有機農業の消費者理解醸成や有機食品の消費拡大のため、「有機農業の日」特別期間を設けて情報発信を強化しました。令和７年度の特別期間：**11月14日（金）～12月14日（日）**
- 農水省特設サイトにおいて全国各地のお取り組み情報を募集・掲載し、学校給食での有機農産物等の利用（**67市区町村・3法人**）、有機食品の販売促進（**35事業者**）、有機農業関連イベント（**60件**）のご応募をいただいたほか、政府広報オンライン（ラジオ番組）「杉浦太陽・村上佳菜子日曜まなびより」に当課職員が出演し有機農業の魅力を発信しました。

特別期間のチラシ



「有機農業の日」農水省特設サイトに掲載・応募いただいた件数

	学校給食	販売促進		イベント
		直売所、道の駅	スーパー、ECサイト等	
北海道	7	1	26	5
東北	7	0		10
関東	24	3		16
北陸	3	1		1
東海	2	1		4
近畿	12	2		10
中国・四国	4	1		3
九州・沖縄	11	0		11
計	**70**	**9**	**26**	**60**